

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

- 第一部 (財)国際民商事法センター
平成17年度事業報告・平成18年度事業計画
- 第二部 国際民商事法シンポジウム
『アジア諸国における国際的M & Aの展望』

第24号

2006年8月

目 次

第24号 2006年8月

＜第一部 第二十一回理事会・第十九回評議員会＞

ご挨拶	会長 宮原賢次	1
第二十一回理事会議事録		3
第十九回評議員会議事録		34
平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録		39
監査報告書		61
平成18年度事業計画及び収支予算		62

＜第二部 国際民商事法シンポジウム＞

『アジア諸国における国際的M&Aの展望』

(1) 巻頭及びプログラム		76
(2) 各国報告者及びパネリスト紹介		80
(3) 主催者挨拶		
法務総合研究所長 中井憲治		83
(財)国際民商事法センター理事長 原田明夫		84
日本貿易振興機構大阪本部長 宮澤利成		85
(4) 海外パネリスト基調講演		
各国法制における企業再編手法(各国報告)		
(その1) 中国		87
顧功耘 華東政法学院副学長		
(その2) シンガポール		90
ブー・ピー・チュン Baker & McKenzie, Wong & Leow 法律事務所弁護士		
(その3) タイ		98
ダグラス・マンシル DEACONS 法律事務所弁護士		
フィリピンについては本号では省略させていただいております。		
(5) 資料 会社法制各国比較表		104

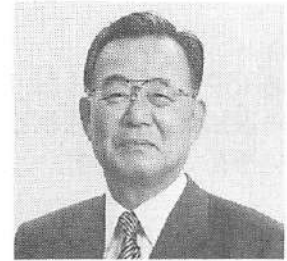
〈第一部〉

第二十一回理事会

第十九回評議員会

第21回理事会・第19回評議員会

宮原会長挨拶



本日は当財団の第21回理事会及び第19回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。さて、当財団は設立以来丸10年を経過し、11年目に入りました。おかげさまで、所期の目的に従い法制度整備支援を中心として事業を発展させ、各事業ともほぼ順調に軌道に乗ってきております。これら事業の推進にあたりましては、法務省やJICAをはじめとする政府関係機関並びに当財団役員、会員他関係者の皆様の絶大なご指導とご尽力のおかげであり、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

我が国とアジア及びその周辺諸国との経済関係は益々緊密化するとともに、相互依存の度合いも高まり、将来的にはアジアにおける共同市場経済圏が段階的に構築されて行くものと予測されます。市場経済化を共通の土俵としてアジア各国が相互に発展するためには、各国が自国の法制度やその運用システムの整備を推進し、法の支配の確立に努め、ひいてはこれが国際的な投資や取引の環境の安定化をもたらすものでありますが、私はこれまでの法整備支援の活動を通じ、この流れの中で日本の果たす役割の大きさと重要性について認識を新たにしております。

さて、我が国のアジア諸国に対する民商事法分野での法整備支援事業も、本格的に始まって10年を経過しようとしており、その成果が表れてきているとともに、今後に向けて、課題も出てきている時期ではないかと思われまます。当財団の事業の大きな柱はJICAのODAによる法整備支援事業であります。ODAに関しても当財団の原田理事長が座長を務められました「海外経済協力に関する検討会」等を通し、種々見直しされようとしております。そんな中、私ども財団も民商事法分野での法整備支援事業に携わる我が国唯一の民間団体として、益々積極的に諸事業に取り組んでいきたいと考えている次第です。

さて、本日は役員関係の他、平成17年度事業報告、収支決算及び平成18年度事業計画、収支予算についてお諮りします。詳細は議事資料及び後ほどの事務局からの説明を参照いただきますが、私の立場から1～2触れたいと思います。財団の法人会員は残念ながら減少しており、会費収入が前年度実績を下まわりましたが、諸経費について節減や効率的運用に努め、収支の健全性は維持しております。今年度は会員の増加について、一層努力する所存でありますが、それには当財団の事業内容につき企業の皆様にもっと広く知っていただくことが必要であると思っております。この点、皆様のご協力も得て取り進めたいと思っております。一方事業支出については、日本側の学者、法曹関係者の長期間にわたる協力のもとに、ベトナムでは昨年、改正民法が国会で成立し、またカンボジアの民法及び民事訴訟法の草案は国会の審議の段階に入っております。日本側としては今後もそれらの関連法律や運用システムの整備及び法曹養成機関に対する支援強化等に重点を置き両国に対する支援体制

を継続します。また、ウズベキスタン、インドネシア等に対する法制度整備支援が一層拡大、充実されるものとお聞きしており、当財団として一層の協力を惜しまない所存であります。

また、財団と法務総合研究所との共催事業であります日中民商事法セミナー、日韓パートナーシップ研修等についても、内容を一層充実させ継続するとともに、研究事業については国際会社法の分野で、今回は株主代表訴訟に関する各国の比較研究をテーマに、2ヶ年計画で新たにに取り組むことを考えております。とりわけ、財団の重要事業であります日中民商事法セミナーは昨年、第10回目ということで国家発展改革委員会より朱之鑫副主任をお招きし、東京、大阪にて開催しましたが、今年度は北京で9月頃開催する予定であります。テーマとしては中国側の要望により、「リサイクル経済を促す法律制度」、または「企業の自主革新を励まし、促進するための法律制度」を考えております。これは昨年、朱之鑫副主任が来日されたとき、強調されていた省エネルギーあるいは環境保護に繋がるテーマであり、極めて時宜を得たものであるかと思っております。

さて、当財団が第6期11年目に入るにあたり、本日は役員、特別顧問及び学術評議員の改選を審議いただきます。私としましては任期満了となります理事、評議員、監事、特別顧問及び学術評議員の方に再任をお願いしましたが、一部の方を除き再任又は交代による引き受けを予め承諾いただいております。再任、交代並びに新たに就任について内諾をいただいております当財団第6期2年間の役員、特別顧問及び学術評議員の候補は議案資料記載のとおりですので、よろしくご検討をお願いします。最後になりましたが、今回退任される役員・学術評議員の方々にはこれまでのご支援ご協力に対し、心から感謝の意を表したいと思います。それでは、本日の議事についてご検討いただき審議のほどよろしくお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第二十一回理事会議事録

- 1 開催日時 平成18年5月22日(月)16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事38人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 9人
代理人出席 26人
(他の理事を代理人とする者 23人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 3人)
書面による表決 3人
- 4 付議事項
- 第1号議案 任期满了に伴う理事及び監事推薦の件
 - 第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件
 - 第3号議案 任期满了に伴う特別顧問推薦の件
 - 第4号議案 任期满了に伴う評議員推薦の件
 - 第5号議案 任期满了に伴う学術評議員推薦の件
 - 第6号議案 平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
 - 第7号議案 平成18年度事業計画及び収支予算の件
 - 第8号議案 寄附行為一部変更の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長原田明夫が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 任期满了に伴う理事及び監事推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件は、原案通り全員一致をもって互選した。
- (3) 第3号議案 任期满了に伴う特別顧問推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (4) 第4号議案 任期满了に伴う評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (5) 第5号議案 任期满了に伴う学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (6) 第6号議案 平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、木村榮作、川原卓郎両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成17年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。
次いで議長は、本議案を第十九回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(7) 第7号議案 平成18年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第十九回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成18年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(8) 第8号議案 寄附行為一部変更の件につき、議長は審議に先立ち第十九回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、寄附行為一部変更の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。



- 1 小杉 丈夫
- 2 中井 憲治

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。


議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成18年5月22日

議長

原田 明夫 


議事録署名人

小杉 丈夫 

議事録署名人

中野 嘉治 

財団法人国際民商事法センター第21回理事会出席者

理事会社

(7位以降、敬称略)

会社名	理事			代理人出席者	
	役職	氏名	出席・欠席	役職	氏名
旭化成㈱	常任相談役	弓倉 礼一	議長宛委任状		
アサヒビール㈱	相談役	瀬戸 雄三	議長宛委任状		
石川島播磨重工業㈱	相談役	稲葉 興作	議長宛委任状		
大阪ガス㈱	相談役	領木新一郎		東京支社副支社長	阿部和良
関西電力㈱	顧問	宮崎 勇	議長宛委任状		
KDDI㈱	中国総支社長	川口 憲一	議長宛委任状		
㈱小松製作所	会長	萩原 敏孝	議長宛委任状		
新日本製鐵㈱	社長	三村 明夫		法規担当部長	佐久間総一郎
住友金属工業㈱	会長	下妻 博	議長宛委任状		
住友商事㈱	会長	宮原 賢次	本人出席		
住友電気工業㈱	相談役	川上 哲郎	議長宛委任状		
東京海上日動火災保険㈱	相談役	樋口 公啓	議長宛委任状		
東京電力㈱	常務取締役	水谷 克己	議長宛委任状		
㈱東芝	相談役	西室 泰三	議長宛委任状		
トヨタ自動車㈱	副会長	張 富士夫		法務部グループ長	藤井孝司
日本電気㈱	会長	佐々木 元	議長宛委任状		
日本電信電話㈱	相談役	宮津純一郎	議長宛委任状		
日本郵船㈱	顧問	宇佐美皓司	書面表決		
㈱日立製作所	特命顧問	熊谷 一雄	議長宛委任状		
松下電器産業㈱	会長	森下 洋一	議長宛委任状		
㈱みずほコーポレート銀行	常務執行役員	藤原 立嗣	書面表決		
三井物産㈱	顧問	江尻宏一郎	議長宛委任状		
三菱重工業㈱	会長	西岡 喬	議長宛委任状		
三菱商事㈱	会長	佐々木幹夫	議長宛委任状		
㈱三菱東京UFJ銀行	相談役	高垣 佑	議長宛委任状		

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	原田 明夫	本人出席
株博報堂相談役	磯邊 律男	本人出席
弁護士	稲田 克巳	議長宛委任状
法務省法務総合研究所長	中井 憲治	本人出席
(財)民事法務協会前会長	加藤 晴明	書面表決
弁護士	小杉 丈夫	本人出席
弁護士	原田 直郎	議長宛委任状
駿河台大学法科大学院研究科長・教授	日野 正晴	本人出席
(財)機械産業記念事業財団会長	福川 伸次	議長宛委任状
(財)台湾協会理事長	梁井 新一	本人出席
弁護士	渡邊 悟朗	議長宛委任状
前事務局長	金子 浩之	本人出席
事務局長	小林 清則	本人出席

監事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	木村 榮作	本人出席
住友商事㈱執行役員	川原 卓郎	本人出席

特別顧問

現 職	氏 名	出席・欠席
トヨタ自動車㈱名誉会長	豊田章一郎	欠 席
弁護士	三ヶ月 章	本人出席
弁護士	岡村 泰孝	本人出席

財団法人国際民商事法センター第二十一回理事会資料

平成18年5月22日(月)
午後4時30分より
於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

- | | | |
|-------|-------------------------|----------------|
| 第1号議案 | 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件 | [資料1] |
| 第2号議案 | 会長、理事長及び事務局長互選の件 | [資料2] |
| 第3号議案 | 任期満了に伴う特別顧問推薦の件 | [資料3] |
| 第4号議案 | 任期満了に伴う評議員推薦の件 | [資料4] |
| 第5号議案 | 任期満了に伴う学術評議員推薦の件 | [資料5] |
| 第6号議案 | 平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 | [資料6] ... 39 頁 |
| 第7号議案 | 平成18年度事業計画及び収支予算の件 | [資料7] ... 62 頁 |
| 第8号議案 | 寄附行為一部変更の件 | [資料8] |

注：「第6号議案平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成18年4月24日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

(1) 理事候補

新任/再任	氏名	現職
新任/交代	天野 定功	KDDI株式会社副会長
新任/交代	池田 弘一	アサヒビール株式会社会長
再任	磯邊 律男	株式会社博報堂相談役
再任	稲葉 興作	石川島播磨重工業株式会社相談役
新任/交代	大橋 信夫	三井物産株式会社会長
新任/交代	岡村 正	株式会社東芝会長
新任/交代	笥 康生	日本公証人連合会会長
新任/交代	加納 駿亮	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	川上 哲郎	住友電気工業株式会社相談役
新任/交代	川口 富男	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	熊谷 一雄	株式会社日立製作所特命顧問
新任/交代	河野 悟	日本電信電話株式会社第五部門法務室長
再任	小杉 丈夫	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	佐々木 元	日本電気株式会社会長
再任	佐々木 幹夫	三菱商事株式会社会長
再任	下妻 博	住友金属工業株式会社会長
新任/交代	杉浦 哲	日本郵船株式会社代表取締役・専務経営委員
再任	高垣 佑	株式会社三菱東京UFJ銀行相談役
再任	中井 憲治	法務総合研究所長
新任/交代	中村 邦夫	松下電器産業株式会社社長
再任	西岡 喬	三菱重工業株式会社会長
再任	萩原 敏孝	株式会社小松製作所会長

再任	原田 明夫	弁護士(第一東京弁護士会所属)
再任	樋口 公啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役
再任	日野 正晴	弁護士(第一東京弁護士会所属)
再任	福川 伸次	財団法人機械産業記念事業財団会長
再任	藤原 立嗣	株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
再任	水谷 克己	東京電力株式会社常務取締役
再任	三村 明夫	新日本製鐵株式会社社長
再任	宮崎 勇	関西電力株式会社顧問
再任	宮原 賢次	住友商事株式会社会長
再任	梁井 新一	財団法人台湾協会理事長
再任	弓倉 礼一	旭化成株式会社常任相談役
再任	領木 新一郎	大阪ガス株式会社相談役
新任/交代	渡辺 捷昭	トヨタ自動車株式会社社長
再任	渡邊 悟朗	弁護士(神戸弁護士会所属)
再任	小林 清則	住友商事株式会社参事

(1) 監事候補

新任/再任	氏名	現職
再任	木村 榮作	弁護士(第一東京弁護士会所属)
再任	川原 卓郎	住友商事株式会社執行役員

注：新任候補(11名)の略歴書添付

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) アマノ 天 野	(名) サダノリ 定 功
生 年 月 日	昭和19年6月19日	
最 終 学 歴	昭和42年3月	東京大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和42年4月 平成 5年7月 平成 6年7月 平成 7年6月 平成 8年7月 平成10年6月 平成13年1月 平成14年1月 平成14年4月 平成15年4月 平成16年1月 平成16年7月 平成17年6月	郵政省入省 同 近畿郵政局長 同 関東郵政局長 同 簡易保険局長 同 大臣官房長 同 電気通信局長 総務省総務審議官 総務省退官 財団法人簡易保険福祉事業団理事長 財団法人国際通信経済研究所理事長 株式会社大和総研顧問 KDDI株式会社特別顧問 同 代表取締役副会長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) イケダ 池 田	(名) コウイチ 弘 一
生 年 月 日	昭和15年4月21日	
最 終 学 歴	昭和38年3月	九州大学経済学部卒業
主 な 職 歴	昭和38年4月 平成 2年9月 平成 4年3月 平成 5年9月 平成 7年9月 平成 8年3月 平成 8年9月 平成 9年3月 平成 9年7月 平成 9年9月 平成10年9月 平成11年3月 平成12年3月 平成12年10月 平成13年3月 平成13年9月 平成14年1月 平成18年3月	アサヒビール株式会社入社 埼玉支社長 理事 埼玉支社長 理事 広島支店長 理事 九州地区本部長 兼 中国地区本部長 兼 四国地区本部長 取締役 九州地区本部長 兼 中国地区本部長 兼 四国地区本部長 取締役 九州地区本部長 兼 中国地区本部長 常務取締役 九州地区本部長 兼 中国地区本部長 常務取締役 九州地区本部長 兼 中国地区本部長 兼 鹿児島支店長 兼 鹿児島支店業務部長 兼 鹿児島支店営業部長 常務取締役 営業本部副本部長 首都圏・関信越地区本部長 常務取締役 営業本部副本部長 首都圏本部長 専務取締役 営業本部副本部長 首都圏本部長 専務執行役員 営業本部副本部長 兼 首都圏本部長 専務執行役員 酒類事業本部長 専務取締役兼専務執行役員 酒類事業本部長 専務取締役 代表取締役社長兼COO 代表取締役会長兼CEO
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) オオハシ 大 橋	(名) ノブオ 信 夫
生 年 月 日	昭和13年9月13日	
最 終 学 歴	昭和37年3月	東京大学農学部農業経済学科卒業
主 な 職 歴	昭和37年4月 平成 6年6月 平成 9年6月 平成11年6月 平成12年6月 平成14年4月 平成14年10月 平成16年4月	三井物産株式会社入社 同社 取締役、ソウル支店長 同社 代表取締役、常務取締役、食料本部長 同社 代表取締役、専務取締役、業務部長 同社 代表取締役、副社長 同社 代表取締役、副社長執行役員、生活産業グループ・プレジデント 同社 代表取締役、会長 同社 取締役、会長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) オカムラ 岡 村	(名) タダシ 正
生 年 月 日	昭和13年7月26日	
最 終 学 歴	昭和37年3月 昭和48年5月	東京大学法学部卒業 ウィスコンシン大学経営学修士課程修了
主 な 職 歴	昭和37年4月 平成 5年10月 平成 6年6月 平成 8年6月 平成 9年6月 平成10年6月 平成11年4月 平成12年6月 平成15年6月 平成17年6月	株式会社東芝入社 情報処理・制御システム事業本部長 取締役 情報処理・制御システム事業本部長 常務取締役 情報通信・制御システム事業本部長 常務取締役 (情報・通信システム事業グループ) 取締役 上席常務(情報・通信システム事業グループ) 取締役 上席常務 情報・社会システム社社長 代表取締役 取締役社長 取締役 代表執行役社長 取締役会長
社 外 役 職 歴	平成14年11月 平成15年10月 平成16年5月 平成17年3月 平成17年4月 平成17年5月 平成17年5月 平成17年12月 平成18年1月	(社)日本経済団体連合会 日本・インドネシア経済委員会委員長 内閣官房知的財産戦略推進事務局 コンテック専門調査会委員 (社)日本経済団体連合会 産業問題委員会委員長 日本工業標準調査会会長 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科客員教授 (社)日本経済団体連合会副会長 (社)電子情報技術産業協会会長 総合資源エネルギー調査会委員 外務人事審議会委員
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) カケヒ 寛	(名) ヤスオ 康 生
生 年 月 日	昭和14年2月19日	
最 終 学 歴	昭和37年3月	京都大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和37年4月 昭和37年4月 昭和51年4月 昭和54年8月 昭和56年4月 昭和59年4月 昭和62年4月 昭和63年4月 平成 2年6月 平成 4年7月 平成 7年7月 平成 7年11月 平成 9年6月 平成12年7月 平成12年8月 平成16年4月 平成17年5月	司法研修所入所 判事補任官(東京地方裁判所) 広島法務局訟務部長 法務省訟務局参事官 法務省民事局第四課長 法務省訟務局総務課長 法務大臣官房参事官 東京高等裁判所判事 東京地方裁判所判事(部総括) 法務省人権擁護局長 東京高等裁判所判事 水戸地方裁判所所長 東京高等裁判所判事(部総括) 退官 公証人(神田公証役場)(現在に至る) 専修大学法科大学院教授(現在に至る) 日本公証人連合会会長(現在に至る)
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) カノウ 加 納	(名) シュンスケ 駿 亮
生 年 月 日	昭和17年10月8日	
最 終 学 歴	昭和39年9月 昭和40年3月	司法試験合格 早稲田大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和40年4月 昭和42年4月 昭和43年3月 昭和45年8月 昭和47年8月 昭和51年3月 昭和55年3月 昭和60年3月 昭和63年3月 昭和63年9月 平成 元年6月 平成 2年4月 平成 2年8月 平成 3年4月 平成 5年8月 平成 5年12月 平成 7年7月 平成 8年7月 平成10年10月 平成11年6月 平成13年11月 平成16年1月 平成16年3月 平成16年4月	司法修習生(修習地 大阪) 大阪地方検察庁検事 岡山地方検察庁検事 神戸地方検察庁検事 福岡地方検察庁小倉支部検事 神戸地方検察庁検事 大阪地方検察庁検事(特別捜査部) 法務総合研究所教官 大阪地方検察庁検事(特別捜査部副部長) 神戸地方検察庁公安部長 同 公判部長 同 刑事部長 大阪地方検察庁総務部長 同 特別捜査部長 大阪高等検察庁刑事部長 大阪地方検察庁次席検事 高知地方検察庁検事正 大阪高等検察庁次席検事 神戸地方検察庁検事正 大阪地方検察庁検事正 福岡高等検察庁検事長 退官 弁護士登録(大阪弁護士会) 中京大学法科大学院法務研究科教授
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) カワグチ 川 口	(名) トミオ 富 男
生 年 月 日	昭和9年11月2日	
最 終 学 歴	昭和31年10月 昭和32年3月	司法試験合格 京都大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和32年4月 昭和34年4月 昭和44年4月 昭和47年4月 昭和52年4月 昭和55年4月 平成 3年3月 平成 4年11月 平成 9年10月 平成11年11月 平成12年1月 平成12年1月	司法修習生 京都地方裁判所判事補 東京地方裁判所判事、東京高等裁判所判事職務代行 最高裁判所調査官 大阪高等裁判所判事 大阪地方裁判所判事部総括 京都家庭裁判所長 京都地方裁判所長 高松高等裁判所長官 高松高等裁判所長官を定年退官 弁護士登録(中央総合法律事務所) 大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所調停委員
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) コウノ 河 野	(名) サトル 悟
生 年 月 日	昭和32年9月29日	
最 終 学 歴	昭和56年3月	大阪大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和56年4月	日本電信電話公社
	平成15年7月	日本電信電話株式会社第五部門法務室長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) スギウラ 杉 浦	(名) ヒロシ 哲
生 年 月 日	昭和26年6月1日	
最 終 学 歴	昭和50年3月	東京大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和50年4月 平成12年12月 平成15年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成18年4月	日本郵船株式会社入社 同社 企画グループ長代理 同社 経営委員就任、企画グループ長兼務 同社 企画グループ長の兼務を解かれる 同社 常務取締役 同社 代表取締役・専務経営委員
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ナカムラ 中 村	(名) クニオ 邦 夫
生 年 月 日	昭和14年7月5日	
最 終 学 歴	昭和37年3月	大阪大学経済学部卒業
主 な 職 歴	昭和37年4月 昭和62年9月 平成 元年4月 平成 4年6月 平成 5年6月 平成 5年10月 平成 8年6月 平成 9年6月 平成12年6月	松下電器産業株式会社入社 同社 アメリカ松下電器株式会社パナソニック社副社長 同社 アメリカ松下電器株式会社パナソニック社社長 同社 イギリス松下電器株式会社社長 同社 取締役 米州本部長(兼)アメリカ松下電器株式会社会長 同社 北米本部長 同社 常務取締役 同社 専務取締役 AVC社社長 同社 取締役社長
公 職 歴	平成16年5月 平成17年5月	情報通信ネットワーク産業協会会長 IT戦略本部員
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ワタナベ 渡 辺	(名) カツアキ 捷 昭
生 年 月 日	昭和17年2月13日	
最 終 学 歴	昭和39年3月	慶應義塾大学経済学部卒業
主 な 職 歴	昭和39年4月 昭和57年7月 平成 4年9月 平成 9年6月 平成11年6月 平成13年6月 平成17年6月	トヨタ自動車工業株式会社 トヨタ自動車株式会社に社名変更 同社 取締役 同社 常務取締役 同社 専務取締役 同社 取締役副社長 同社 取締役社長
賞 罰	な し	

新任/再任		氏 名
再任	会 長 候 補	宮 原 賢 次
再任	理 事 長 候 補	原 田 明 夫
再任	事 務 局 長 候 補	小 林 清 則

特別顧問候補		
新任/再任	氏 名	現 職
再任	豊 田 章 一 郎	トヨタ自動車株式会社名誉会長
再任	三 ヶ 月 章	弁護士(第一東京弁護士会所属)

(1) 評議員候補

再任	相澤 恵一	法務総合研究所国際協力部長
再任	青山 善充	明治大学法科大学院教授
再任	石川 正	弁護士（大阪弁護士会所属）
新任/交代	岩橋 義明	法務総合研究所総務企画部長
再任	植村 裕之	三井住友海上火災保険株式会社社長
再任	氏家 純一	野村ホールディングス株式会社社長
再任	奥田 昌道	京都大学名誉教授
再任	小野 昌延	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	河内 悠紀	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	清田 瞭	株式会社大和証券グループ本社副会長
再任	熊谷 信昭	兵庫県立大学学長
新任/交代	黒川 博昭	富士通株式会社社長
新任/交代	小林 栄三	伊藤忠商事株式会社社長
再任	佐治 信忠	サントリー株式会社社長兼社長
再任	鈴木 邦雄	株式会社商船三井会長
再任	竹下 守夫	駿河台大学学長
再任	田崎 雅元	川崎重工業株式会社社長
新任/交代	谷口 一郎	三菱電機株式会社相談役
再任	辻 亨	丸紅株式会社社長
再任	土肥 孝治	弁護士（大阪弁護士会所属）
新任/交代	鳥原 光憲	東京ガス株式会社社長
再任	長島 安治	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	中野 貞一郎	大阪大学名誉教授

再任	西 迪雄	弁護士（第一東京弁護士会所属）
新任/交代	西松 遙	株式会社日本航空専務
再任	野田 愛子	弁護士（第一東京弁護士会所属）
新任/交代	堀井 啓祐	ソニー株式会社法務・コンプライアンス部門 部門長
再任	本江 威意	公証人（銀座公証役場所属）
再任	前田 宏	弁護士（第二東京弁護士会所属）
再任	本林 徹	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	森川 敏雄	株式会社三井住友銀行名誉顧問
再任	森脇 昭夫	財団法人地球環境戦略研究機関理事長
新任/交代	諸石 光照	住友化学株式会社特別顧問
再任	山本 兵藏	大成建設株式会社相談役
再任	脇 英太郎	日本生命保険相互会社副社長

注：新任候補（8名）の略歴書添付

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) イワハシ 岩 橋	(名) ヨシアキ 義 明
生 年 月 日	昭和29年5月19日	
最 終 学 歴	昭和53年3月	京都大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和53年4月 昭和55年4月 昭和56年3月 昭和59年3月 昭和61年3月 平成 元年3月 平成 2年7月 平成 5年4月 平成 7年4月 平成10年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成16年3月 平成17年4月 平成17年7月 平成18年4月	司法修習生（大阪） 東京地検検事 長野地検検事 東京地検検事 前橋地検検事 法務省大臣官房秘書課付 法務省刑事局付 浦和地検熊谷支部検事 東京地検検事 法務総合研究所教官 東京地検特別公判部副部長 預金保険機構特別業務部長 大阪地検公安部長 東京地検交通部長 法務総合研究所研修第一部長 法務総合研究所総務企画部長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) クロカワ 黒 川	(名) ヒロアキ 博 昭
生 年 月 日	昭和18年4月9日	
最 終 学 歴	昭和42年3月	東京大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和42年4月	富士通信機製造株式会社入社 (昭和42年6月 富士通株式会社に改称)
	平成10年6月	同社 常務理事
	平成11年6月	同社 取締役
	平成13年4月	同社 常務取締役
	平成15年4月	同社 経営執行役副社長
	平成15年6月	同社 代表取締役社長 経営執行役社長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) コバヤシ 小 林	(名) エイソウ 栄 三
生 年 月 日	昭和24年1月7日	
最 終 学 歴	昭和47年3月	大阪大学基礎工学部物性物理工学科卒業
主 な 職 歴	昭和47年4月 昭和51年11月 昭和55年10月 昭和57年1月 昭和61年7月 平成 4年4月 平成 6年3月 平成 8年4月 平成 9年4月 平成11年4月 平成12年6月 平成14年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成16年6月	伊藤忠商事株式会社入社 電子機器部電子機器第二課 香港駐在 機械部 東京本社 情報機器部 情報機器第二課 伊藤忠エレクトロニクス株式会社出向 C. Itoh Electronics, Inc. 出向 (Los Angeles 駐在) C. Itoh Technology, Inc. 出向 (Los Angeles 駐在) Senior Vice President and General Manager 東京本社 情報産業・メカトロシステム部情報電子システム第一課長 情報産業・メカトロシステム部長 情報産業事業部長 情報産業部門長(兼) 情報産業ビジネス部長 執行役員 情報産業部門長 (兼) ネットの森番人 常務執行役員 経営企画・財務・経理・審査担当役員補佐 (兼) チーフインフォメーションオフィサー(兼) ネットの森番人(兼) SI・リテール室長 常務執行役員 経営企画・事業・総務・法務担当役員 (兼) チーフインフォメーションオフィサー 代表取締役 常務取締役 代表取締役 専務取締役 代表取締役社長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) タニグチ 谷 口	(名) イチロウ 一 郎
生 年 月 日	昭和11年12月8日	
最 終 学 歴	昭和34年3月 昭和47年5月	京都大学理学部物理学科卒業 京都大学工学博士号取得
主 な 職 歴	昭和34年4月 平成 3年6月 平成 7年5月 平成 7年6月 平成 9年6月 平成10年6月 平成14年4月 平成18年4月	三菱電機株式会社入社 同社 取締役 電子システム事業本部副事業本部長 同社 取締役 電子システム事業本部長 同社 常務取締役 電子システム事業本部長 同社 専務取締役 電子システム事業本部長 同社 取締役社長 同社 取締役会長 同社 取締役相談役
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) トリハラ 鳥 原	(名) ミツノリ 光 憲
生 年 月 日	昭和18年3月12日	
最 終 学 歴	昭和42年3月	東京大学経済学部卒業
主 な 職 歴	昭和42年4月 平成10年6月 平成12年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年4月	東京ガス株式会社入社 同 取締役原料部長 同 常務取締役 同 取締役兼常務執行役員 同 代表取締役兼副社長執行役員 同 代表取締役社長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ニシマツ 西 松	(名) ハルカ 遙
生 年 月 日	昭和23年1月5日	
最 終 学 歴	昭和47年3月	東京大学経済学部卒業
主 な 職 歴	昭和47年4月 昭和49年11月 昭和55年6月 昭和58年8月 昭和62年8月 平成 3年8月 平成11年4月 平成15年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年4月	日本航空株式会社入社 同社 財務部 財務課 同社 運送本部 管理課 同社 運営企画室 収支予算グループ 同社 フランクフルト支店 総務セクションマネジャー 同社 資金部 業務・資金調達グループ課長 同社 資金部長 株式会社日本航空システム 執行役員 IR部副担当 資金部副担当(兼)資金部長 株式会社日本航空 執行役員 資金部担当 調達部担当 株式会社日本航空(兼)株式会社日本航空インターナショナル(兼) 株式会社日本航空ジャパン 取締役 資金部担当 調達部担当 株式会社日本航空(兼)株式会社日本航空インターナショナル(兼) 株式会社日本航空ジャパン 代表取締役 専務
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ホリイ 堀 井	(名) ケイスケ 啓 祐
生 年 月 日	昭和29年3月8日	
最 終 学 歴	昭和51年3月	上智大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和51年4月 平成15年6月 平成16年7月 平成17年7月	ソニー株式会社入社 コンプライアンス部門 部門長 コンプライアンスオフィスSVP 兼 法務センター長 法務・コンプライアンス部門 部門長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) モロイシ 諸 石	(名) ミツヒロ 光 熙
生 年 月 日	昭和12年7月15日	
最 終 学 歴	昭和34年10月	司法試験合格
	昭和35年3月	東京大学法学部卒業
主 な 職 歴	昭和35年4月	住友化学工業株式会社入社
	昭和55年4月	弁護士登録、弁理士登録
	昭和57年10月	同社法務部長
	平成 3年3月	同社取締役
	平成 7年3月	同社常務取締役
	平成10年6月	同社代表取締役専務
	平成16年6月	同社特別顧問
現 在 の 公 職	平成17年7月	内閣府 独占禁止法基本問題懇談会委員
	平成13年11月	法務省 法制審議会委員
	平成13年3月	法務省 法制審議会会社法部会委員
	平成16年11月	法務省 総合法律支援センター顧問
	平成14年10月	文部科学省 大学設置・学校法人審議会(大学設置分科会)専門委員
	平成17年6月	文部科学省 中央教育審議会(大学分科会)専門委員
	平成16年5月	独立行政法人大学評価・学位授与機構 法科大学院認証評価委員会委員
	平成13年4月	経済産業省 産業構造審議会臨時委員
	平成11年5月	関西経済連合会 企業経営委員会副委員長
賞 罰	な し	

学術評議員候補

新任/再任	氏名	現職
再任	池田 辰夫	大阪大学大学院高等司法研究科教授
再任	生駒 啓	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	奥島 孝康	早稲田大学学事顧問法学部教授
再任	梶谷 玄	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	柏木 昇	中央大学法科大学院教授
再任	川島 慶雄	千里金蘭大学学長
再任	川又 良也	京都大学名誉教授
再任	北川 善太郎	名城大学教授
再任	小島 武司	中央大学教授
再任	志村 治美	立命館大学名誉教授
再任	曾野 和明	北海道大学名誉教授
再任	中村 雅臣	公証人（上六公証役場所属）
再任	野村 好弘	明治学院大学教授
再任	原 清	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	星野 英一	東京大学名誉教授
再任	前田 庸	学習院大学名誉教授
再任	柳田 幸男	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	矢吹 公敏	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	湯浅 道男	愛知学院大学大学院法科学研究科長

財団法人国際民商事法センター第十九回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成18年5月22日(月)16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 評議員 34人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 5人
代理人出席 27人
(他の評議員を代理人とする者 25人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 2人)
書面による表決 2人

4 付議事項

- 第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件
第2号議案 平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第3号議案 平成18年度事業計画及び収支予算の件
第4号議案 寄附行為一部変更の件

5 議 事

寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長原田明夫から本日の評議員会の議長に指名され着席。

議事に先立ち会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 会長による理事及び監事委嘱の件は、原案通り委嘱することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (3) 第3号議案 平成18年度事業計画及び収支予算の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

- (4) 第4号議案 寄附行為一部変更の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。


最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署名人に指名した。

- 1 相澤 恵一
- 2 野田 愛子


以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成18年5月22日


議長

前田 宏 

議事録署名人

相澤 恵一 

議事録署名人

野田 愛子 

財団法人国際民商事法センター第19回評議員会出席者

評議員会社

(7/17付順、敬称略)

会社名	評 議 員			代 理 人 出 席 者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
伊藤忠商事(株)	会 長	丹羽宇一郎	議長宛委任状		
川崎重工業(株)	会 長	田崎 雅元	議長宛委任状		
サントリー(株)	会長兼社長	佐治 信忠	議長宛委任状		
(株)商船三井	会 長	鈴木 邦雄	議長宛委任状		
住友化学(株)	相談役	香西 昭夫	議長宛委任状		
ソニー(株)	顧 問	真崎 晃郎	議長宛委任状		
大成建設(株)	相談役	山本 兵蔵	書面表決		
(株)大和証券グループ本社	副会長	清田 瞭	議長宛委任状		
東京ガス(株)	副会長	市野 紀生		法務室長	綿引達郎
(株)日本航空	常任顧問	兼子 勲	議長宛委任状		
日本生命保険(相)	副社長	脇 英太郎	議長宛委任状		
野村ホールディングス(株)	会 長	氏家 純一	議長宛委任状		
富士通(株)	会 長	秋草 直之	議長宛委任状		
丸紅(株)	会 長	辻 亨	議長宛委任状		
三井住友海上火災保険(株)	社 長	植村 裕之	議長宛委任状		
(株)三井住友銀行	名誉顧問	森川 敏雄	本人出席		
三菱電機(株)	相談役	北岡 隆	議長宛委任状		

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
法務総合研究所国際協力部長	相澤 恵一	本人出席
明治大学法科大学院教授	青山 善充	本人出席
那覇地検検事正	五十嵐義治	代理人(岩橋義明総務企画部長)
弁護士	石川 正	議長宛委任状
同志社大学大学院司法研究科特別客員教授	奥田 昌道	書面表決
弁護士	小野 昌延	議長宛委任状
弁護士	河内 悠紀	議長宛委任状
兵庫県立大学学長	熊谷 信昭	議長宛委任状
駿河台大学学長	竹下 守夫	議長宛委任状
弁護士	土肥 孝治	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
大阪大学名誉教授	中野貞一郎	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	欠 席
弁護士	野田 愛子	本人出席
公証人	本江 威慧	議長宛委任状
弁護士	前田 宏	本人出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
(財)地球環境戦略研究機関理事長	森脇 昭夫	議長宛委任状

財団法人国際民商事法センター第十九回評議員会資料

平成18年5月22日(月)
午後4時30分より
於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

- 第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件 [資料1]
- 第2号議案 平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 [資料2] ... 39頁
- 第3号議案 平成18年度事業計画及び収支予算の件 [資料3] ... 62頁
- 第4号議案 寄附行為一部変更の件 [資料4]

注1：第2号、第3号及び第4号議案は、寄附行為第26条第6項にもとづき、理事長から評議員会への諮問に応じ、評議員会として必要な事項を審議し助言を行うものです。

注2：「第2号議案平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成18年4月24日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

(第1号議案、第4号議案はそれぞれ理事会 [資料1]、[資料8]と同じにつき添付省略)

平成17年度事業報告書

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

1 役員会の開催

(1)第十九回理事会

第十九回理事会を以下の通り開催した。

日時：平成17年5月23日 16:00～17:00

場所：法曹会館 高砂の間

出席者：理事36名

(本人出席8名、代理人出席24名、書面による表決権行使者4名)

理事長岡村泰孝が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

議案：第一号議案 理事推薦の件

会長宮原賢次が原田明夫、小林清則両氏を理事に委嘱した。

第二号議案 理事長及び事務局長互選の件

以下岡村泰孝に代わり、理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

第三号議案 特別顧問推薦の件

第四号議案 評議員推薦の件

第五号議案 学術評議員推薦の件

第六号議案 平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第七号議案 平成17年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 大塚 清明
2. 小杉 丈夫

(2)第十七回評議員会

第十七回評議員会を以下の通り開催した。

日時：平成17年5月23日 16:00～17:00

場所：法曹会館 高砂の間

出席者：評議員35名

(本人出席7名、代理人出席26名、書面による表決権行使者2名)

理事長岡村泰孝から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号及び第三号の議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

議案：第一号議案 会長による理事委嘱承認の件
第二号議案 平成16年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成17年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 竹下 守夫
2. 本江 威意

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成17年5月23日付でそれぞれの役職を委嘱した。

(3)第二十回理事会(書面による議決)

平成18年1月30日、理事長原田明夫は第二十回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、2月13日、各議案とも過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：第一号議案 理事推薦の件
候補者 中井憲治氏 法務総合研究所長

第二号議案 評議員推薦の件
候補者 脇英太郎氏 日本生命保険相互会社副社長

議事録署名人として、以下の理事2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 日野 正晴

(4)第十八回評議員会(書面による議決)

平成18年2月17日、理事長原田明夫は第十八回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成18年3月3日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：中井憲治法務総合研究所長に対する理事委嘱承認の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 五十嵐義治
2. 本江 威意

2 法整備支援受託事業

(1)ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

①第25回ベトナム研修（判決書標準化）

期 間： 平成17年9月6日～9月16日（2週間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)

研修内容： ベトナムにおける判決書の向上、標準化支援

今回の研修は、日本における判決書起案の理論及び実務の経験を踏まえ、ベトナム側ワーキンググループとの協議及び意見交換を通じて、ベトナムの判決書起案マニュアル及び判決書サンプルの完成に寄与することを目的とするものであり、研修員は全員、判決書標準化・判例整備に関するベトナム側ワーキンググループのメンバーであった。そこで、ベトナム側ワーキンググループが作成した判決書起案マニュアル及び判決書サンプルの原案について、我が国の法科大学院教授、裁判官、弁護士、法務省法務総合研究所教官からなる日本側ワーキンググループメンバーと研修員との間で、改善に向けた具体的な協議を行うことを中心として研修を実施した。

その結果、研修員は、判決書起案マニュアル及び判決書サンプルについて検討・修正を要する点を認識するに至り、今後完成に向けて行うべき作業内容を確認することができた。

研 修 員： 14名

グエン・ヴィエト・クオン	最高人民裁判所労働裁判部長
グエン・ヴァン・トン	最高人民裁判所裁判所職員養成校校長
チュウ・スアン・ミン	最高人民裁判所民事裁判部副部長
グエン・ミン・マン	最高人民裁判所控訴裁判部副部長
ヴ・チュエ・ドアン	最高人民裁判所控訴裁判部判事
ブイ・ヒウイ・ティエン	最高人民裁判所経済裁判部判事
グエン・ソン	ハノイ人民裁判所副所長
ゴー・ティ・ミン・ゴック	ハノイ人民裁判所民事裁判部副部長
グエン・フー・チン	ハノイ人民裁判所刑事裁判部副部長
チャン・ティ・トゥ・ヒエン	最高人民裁判所事務局 法律専門家
ブイ・ティ・ニャン	最高人民裁判所司法理論研究所法律専門家
グエン・ティン・チ	司法省国家司法学院講師
チャン・ミン・ティエン	司法省国家司法学院講師
ドン・ティ・キム・トア	司法省国家司法学院講師

②第26回ベトナム研修（法曹養成機関の機能強化）

期 間： 平成18年2月6日～2月17日（2週間）

場 所： JICA 東京国際センター

研修内容： 今回の研修は、ベトナムの法曹養成機関の強化を図るための研修としては第4回目で、ベトナム国家司法学院の教材作成に役立てることを主たる目的として、我が国の法曹養成、特に最高裁判所司法研修所及び法科大学院における教材作成や授業方法等に関する経験と実績を紹介し、ベトナム研修員との間で意見交換等を実施した。

ベトナム研修員は、我が国の司法研修所教官、東京地方検察庁総務部副部長検事、日本弁護士連合会法曹養成対策室長弁護士及び早稲田大学大学院法務研究科長教授らから、司法研修所や法科大学院における実務家養成教育について説明を受け、併せて研修員の関心事について質疑応答を行い、また、日本側ワーキンググループであるベトナム法曹養成共同研究会委員との間で、ベトナム側の作成中の教材原稿等に基づいて具体的な意見交換を行った結果、研修員が、ベトナム側の問題点を主体的に分析・検討することができ、研修員が帰国後に行う執筆中の原稿の推敲に役立てられることになった。

研修員：10名

ファン・フー・トゥ	司法省国家司法学院院长
グエン・タイン・フー	司法省国家司法学院情報研究センター副センター長
ド・ティ・フォン・ニユ	司法省国家司法学院国際協力部副部長
ホアン・ゴー・ヴァン	司法省国家司法学院講師
グエン・タイン・マイ	司法省国家司法学院講師
レ・ラン・チー	司法省国家司法学院講師
ゴー・ティ・ゴック・ヴァン	司法省国家司法学院講師
ホアン・ゴック・カン	ハノイ人民検察院刑事訴訟部部長
ダン・ティ・ビク・ガー	ハノイ市ギア・ラム区人民裁判所所長
グエン・ティ・ヴァン・ハン	弁護士、ハノイ弁護士会

(2)ベトナム法制度整備

国際協力機構とベトナム司法省のベトナム法整備支援3ヶ年契約（フェーズ3）は平成15年7月からスタートし最終年度であった（実際には18年6月まで）。

フェーズ3の主要内容

①民法を中心とした民商事法分野の立法の支援

- イ 民法改正最終法案（知的財産権関連法規を含む）
- ロ 民事訴訟法、倒産法
- ハ その他民法関連法令（不動産登記法、国家賠償法、判決執行法案）

当年度は上記イについては従来の民法改正共同研究会（委員長 森嶋昭夫地球環境戦略研究機関理事長、委員8人）を継続、上記ロについては民訴法共同研究会（委員長 吉村徳重九州大学名誉教授、委員3人）が継続された。その結果、平成16年6月の民事訴訟法と破産法に続き平成17年6月に改正民法がベトナムの国会で可決成立し

た。また、日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家や短期専門家派遣により現地セミナーやワークショップが適宜実施された。

②法曹強化のための支援

- イ 既存法曹養成機関の研修プログラム、教材等の改善
- ロ 判決様式の標準化、判例情報の整備
- ハ ハノイ大学法学部の日本法教育

上記イについて法曹養成共同研究会（委員長 松田亨司法研修所教官、委員4人）及びロについて判決標準化共同研究会（委員長 井関正裕弁護士、委員3人）が平成16年度からスタートし、継続支援を行った。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

(3)カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

①カンボジア法曹養成支援研修

期 間： 平成17年9月27日～10月14日（3週間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容： カンボジアにおいては、平成14年、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関として王立司法官職養成校が設立され、平成15年から研修が行われている。法務省は、養成校からの我が国に対する支援要請を受け、養成校において、我が国が起草を支援している民法・民事訴訟法両草案に基づく民事裁判教育が行われることを目指し、カリキュラム策定、教材作成及び指導方法の改善等に資する支援を行っている。本研修は、上記法曹養成支援の一環として、教材作成及びカリキュラム策定に向けて、協議等を行った。

研 修 員： 6名

ユー・ブンレン	王立司法官職養成校理事、同教官（控訴裁判所判事）
ヴァン・パン	王立司法官職養成校校長
ソム・セレイヴット	王立司法官職養成校教官（最高裁判所判事）
モン・モニチャリヤ	王立司法官職養成校教官（最高裁判所判事）
サリ・ティアラ	王立司法官職養成校教官（控訴裁判所判事）
バエン・ピッサリー	王立司法官職養成校教官（裁判官/司法省国際局長）

②カンボジア民法、民事訴訟法及び関連法起草支援研修

期 間： 平成18年2月6日～2月17日（2週間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）及び JICA 東京国際センター

研修内容： カンボジア民法草案及び民事訴訟法草案は平成15年度に一応完成し、現在民法は国会にて、民事訴訟法はカンボジア閣僚評議員会に提出され審議

中である。日本側は法案成立まで引き続き協力を続けており、本研修では、人事訴訟法経過規定、民法施行法（手続法編）、過料手続法、執行官法に関する講義、民法草案修正に伴う諸論点に関する講義、カンボジアにおいて作成中の民事訴訟第一審手続マニュアルに関する協議等を行った。

研修員：6名

ヒー・ソピア	司法省次官
モン・モニチャリヤ	最高裁判所判事
ユー・オックラ	最高裁判所判事
ユー・ブンレン	控訴裁判所判事
バエン・ピッサリー	司法省国際局長（司法省付裁判官）
スン・パニャバット	司法省検察局長

(4)カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡した後も支援事業は必要に応じ継続してきたが、カンボジア政府内の混乱もあり、同国に対する法整備支援契約フェーズ2（3ヶ年契約）は平成16年4月に締結され、当年度はその2年目であった。現在民法は国会で民事訴訟法はカンボジア閣僚評議員会にて審議中である。

フェーズ2主要支援内容

民法・民訴法の立法成立までの支援継続

①民法、同施行法令及び付属法令(供託法、戸籍法等)及び②民訴法、同施行法令及び付属法令(執行官法、人事訴訟法等)の法案審議・立法化のための指導協力

上記①、②について当年度は民法作業部会（委員長森崑昭夫地球環境戦略研究機関理事長）を12回及び民訴法作業部会（委員長竹下守夫駿河台大学学長）を8回継続実施していただいた。

法曹養成機関（王立司法官職養成校）に対する支援

平成17年4月よりカンボジア法曹養成共同研究会（大阪・東京 委員8名）がスタートし当年度は4回部会が開催された。

当財団はベトナムと同様本事業の事務局業務を担当している。

(5)ウズベキスタン法整備支援研修（ウズベキスタン研修）

①第4回ウズベキスタン法整備支援研修

期 間： 平成17年5月23日～6月3日（2週間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容： ウズベキスタン共和国の市場経済移行に伴う法制度整備のための国別特設研修は平成14年にスタートし、5ヶ年間実施する計画で進められている。

当年度は同国で2003年4月に改正された新破産法に関連し、倒産制度に関する運用上の諸問題や実務について研修を実施した。

研修員：6名

リイフ・イソル・コミロフ イツ	最高経済裁判所判事
タジ・イブ・ラキム・イコフ イツ	タシケント州経済裁判所判事
ナム・ガリナ・セダグ・エグナ	タシケント市経済裁判所判事
ロバート・ナリヤ・ヴァシリエナ	弁護士、タシケント法科大学講師
ホシフ・エレン・デ・イルムトフ イツ	最高検察庁上席検事
ファイジ・イブ・イリディン・シロジデ・イヴ イツ	司法省シルダリヤ支局長

②第5回ウズベキスタン法整備支援研修

期 間：平成17年11月14日～11月25日（2週間）

場 所：法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容：上記第4回に同趣旨

研修員：6名

タジ・イブ・ラキム・イコフ イツ	タシケント州経済裁判所判事
フト・イベルテ・イフ・シュワト・ジュラバコフ イツ	タシケント市経済裁判所判事
ラフマト・スルタンバエ	ホレズム州経済裁判所判事
サイフ・イフ・ウラグベク・ザイニディイヴ イツ	最高検察庁検事
ブラト・ハムラト・イルムトクロフ イツ	

非独占化及び競争、企業活動支援のための国家委員会倒産企業清算管財人監督部長
ウマロフ・ザキル・サヒルジヤノフ イツ

非独占化及び競争、企業活動支援のための国家委員会法務部副部長

(6)ウズベキスタン法制度整備

平成14年からの5カ年計画での本邦研修に加え、当年度より最高経済裁判所を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが本格的に開始された。日本側の支援組織としてウズベキスタン倒産法注釈書作成支援委員会（大阪、委員長 池田辰夫大阪大学大学院高等司法研究科教授 委員5人）が組織され部会が10回実施された。

(7) 国際民商事法研修

平成17年度の研修は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4ヶ国からの計12名に、日本人研修員5名が加わり、合計17名により以下の通り実施された。

2005年度国際民商事法研修

期 間：平成18年2月6日～3月10日（5週間）

場 所：法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA 東京国際センター

研修内容：主要課題「海外投資を取り巻く法的枠組み－国際会社法」

研修の内容としては、研修員として参加した会社法や投資に関する法令の

立案や審査を担当する者、制度の構築や運用に当たる法律実務家はその職務をより効果的に遂行するための必要な知識及び能力の獲得を図るために、各種講義や民間企業等への見学等を実施した。また、本研修のテーマに関連するシンポジウムへの参加を通じて、理論だけでなく実務的な面からも知識や技術を取得する機会を提供した。

また、研修員は、研修開始前の選考過程において、クエスチョネアに対する回答書の提出及び研修開始後にカントリーレポートを発表し、自国の会社法制度に関する理解を促進させるとともに、参加各国の現状及び問題点をより掘り下げて把握することができ、さらに CLMV 各国並びに日本の会社法制度について比較法的観点からも必要な知識を得ることができた。

研修員は松下電器産業を訪問し、同社の海外投資について具体的な話を聞かせてもらい、また、金沢での石川国際民商事法センター主催（当財団、法総研後援）のシンポジウムも参加した。

研修員：17名

(カンボジア)

セン ソテアヴィ 商業省法務部専門官

シアン ソク ナ 司法省渉外室長

(ラオス)

マニヴォン ヴォンサイ 商業省貿易局上級専門官

チャンタノム シリヴァット 最高人民裁判所調査官

ブヴィエン ニャオバシ 投資促進部法律専門官

ブンメック バナヴォン 司法省仲裁局長

(ミャンマー)

タウ ダル セイン 最高裁判所研究部副部長

ルン バウ 最高裁判所事務局次長

ニン ニン アイ 大臣室法務部海外経済関係局専門官

ティン アイ ハン 経済開発省専門官

(ベトナム)

チャン ハイエン 司法省国際協力局法律専門官

ゴ カイ ホアン 通商省東南アジア・アフリカ局専門官

(日本)

中村文子（ナカムラアヤコ） 野村證券株式会社法務部

池田崇志（イケダタカシ） 池田崇志法律事務所、弁護士

荒井章光（アライヤキミツ） 東京地方裁判所判事補

谷口 誠（タニグチマコト） 大阪地方検察庁検事

葉玉匡美（ハダママサミ） 法務省民事局付

(8) 日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)

公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究

期 間：平成17年12月5日～12月16日(2週間)

場 所：法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容：インドネシア司法関係者に対する本邦研修は平成14年度からスタートし、諸法律やその運用制度全般について日本との比較を軸にセミナーを実施、2年間の実施内容をもとに、インドネシアにおいて今後改善が最も望まれている分野として「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営」を基調テーマとして、平成16年度から3ヶ年計画でセミナーを行い民事紛争解決制度の効率化に向けて具体的提言を行うことを目標としている。当年度はその第二年度として、日本の司法制度の基盤の講義に加え、日本の和解・調停制度及びその運用の紹介、日本の簡易裁判所における特別手続に焦点を当てて実施した。また簡易裁判所の見学も行った。

研修員：12名

マリア・スクディ	最高裁判所副長官
H.ソフヤン・M.サル	ナグロ・アチエ・ダララム州シリア裁判所長
アンディ・サミン・ガング	チビノン地方裁判所長
スハディ	タゲラン地方裁判所長
ムティニディ・ア・エリ・マリア	最高裁判所調査官
ウイウィック・アウイティ・トリスハンドコ	最高裁判所司法改革専門アドバイザー
ディア・スラストリ・ディ	バンドゥン地方裁判所判事
ムアリミン・アブ・ディ	法務人権省法制局憲法訟務部憲法訟務課長
ハルトヨ	法務人権省法制局憲法訟務部法律・法案資料収集課長
フィクマンヤ	弁護士
ミスバ・フル・ムルシト・コン	弁護士
タヒル・ムサ・ルットフィ・ヤジッド	弁護士

(9) その他諸国（ラオス等）法制度整備

ラオス法整備支援研修は国際協力機構から名古屋大学及び法務総合研究所が直接受託を受けて実施されており、当年度は第12回（研修員8名、平成17年5月23日～6月17日）及び第13回（研修員7名、平成17年11月7日～11月18日）が行われた。

当財団はこの研修には直接関与せず、研修員と財団関係者の交流の場を設け、相互に情報交換を行った。なお、当年度からラオス法整備支援に関連する国内会議の事務局業務を国際協力機構から業務委託を受けたが、上記研修以外の法整備支援事業に特に進展はなかった。

尚、JICAによるラオス法整備支援プロジェクトは、平成15年5月26日から平成18年5月25日までの3年間で実施されており、6月以降については、両国間で協議中である。

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第7回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる
実務上の諸問題

韓国大法院及び日本法務省の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修は当年度第7回を迎え、個別テーマについてより内容の深い研究が行われ、この研究の成果は両国関係機関にとり極めて貴重な資料となっている。当財団は本研修の日本側共催者として旅費、会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を行っている。

日本セッション 平成17年6月13日～6月21日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、6月21日総括発表として韓国研修員による発表会開催。

韓国セッション 平成17年10月18日～10月26日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、帰国後10月27日帰国報告会を実施。

(2) 中国民法典制定への協力

中国社会科学院法学研究所は中国民法典編纂に関係する一組織として、日本の民法典を研究参考にしたい意向があり、日本の民法学者に協力を求めている。

従来から社会科学院と親交のある森島昭夫名古屋大学名誉教授を中心とする民法学者有志(日中比較民法研究会メンバー)が、共同研究という形でこれに参画しており、平成15年度第1回のシンポジウムが北京でまた第2回シンポジウムが平成17年1月東京で開催されたが、当年度の活動は見送りとなった。

(3) その他諸国関係

国際協力機構のODA案件とは別に新たに発生する法整備支援事業に初期段階から対応するため予算措置を講じていたが当年度は該当案件がなかった。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

＜テーマ・企業の合併・買収等企業結合に関する日中法制度の実態比較及び今後の課題＞
当年度は第10回目となることから当財団の中国側窓口である国務院国家発展改革委員会から朱之鑫副主任を来賓としてお迎えし、また東京でのセミナーの前半（午前中）に早稲田大学前総長・当財団学術評議員の奥島孝康先生に記念講演をお願いした。
本セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本（東京・大阪）と中国（北京）で交互に開催し、時機に応じた他テーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は「企業の合併・買収等企業結合に関する日中法制度の実態比較及び今後の課題」をテーマとして取り上げた。

本セミナーには中国側講師として国有資産監督管理委員会より于吉法規局副局長、国家発展改革委員会より肖渭明法規司処長にお出でいただき、中国政府それぞれの立場から中国における企業合併に関する法制度の現状と問題点につき実例を交えながら講演いただいた。近年日本企業の中国進出もますます進んでおり、又中国企業による外国企業買収事例も増えてきており、実態に即した最新の情報をお聞きすることができた。

第10回日中民商事法セミナー（東京）

日 時：平成17年9月15日 10:00～17:20
場 所：JETRO 5ABCD会議室（アーク森ビル5階）
主 催：日本側 当財団、法務総合研究所、JETRO
中国側 国務院国家発展改革委員会
開会挨拶： 宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長
朱之鑫 国務院国家発展改革委員会副主任
中井憲治 法務総合研究所長
住吉邦夫 JETRO理事
許同茂 中国大使館公使参事官

記念講演：演題「日中學術交流の四半世紀」

奥島孝康 早稲田大学前総長・当財団学術評議員

東京セミナー

総合司会： 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事
中国側司会： 李国華 国務院国家発展改革委員会外事司副司長
講演1 演 題：中国企業のM&Aの実例及び関連法律規定
講 師：于 吉 国務院国有資産監督管理委員会法規局副局長
日本側コメント・討論・会場質疑
コメンター： 射手矢好雄 森・濱田松本法律事務所弁護士、当財団学術評議員
講演2 演 題：企業のM&Aに関する若干の法的問題

講 師：肖渭明 國務院国家發展改革委員会法規司処長

日本側コメント・討論・会場質疑

コメンター：布井千博 一橋大学教授

換 拶： 李国華 國務院国家發展改革委員会外事司副司長

総 括： 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

第10回日中民商事法セミナー（大阪）

日 時：平成17年9月16日 13:00～19:30

場 所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議場（法務総合研究所国際協力部）

開会挨拶： 原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

任 瓏 國務院国家發展改革委員会法規司司長

相澤恵一 法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員

宮澤利成 JETRO大阪本部長

総合司会：丸山毅 法務総合研究所国際協力部教官

中国側司会：任 瓏 國務院国家發展改革委員会法規司司長

講演1 演 題：中国企業のM&Aの実例及び関連法律規定

講 師：千 吉 國務院国有資産監督管理委員会法規局副局長

日本側コメント・討論・会場質疑

コメンター：池田裕彦 大江橋法律事務所弁護士

講演2 演 題：企業のM&Aに関する若干の法的問題

講 師：肖渭明 國務院国家發展改革委員会法規司処長

日本側コメント・討論・会場質疑

コメンター：中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

換 拶： 任 瓏 國務院国家發展改革委員会法規司司長

総 括： 龍田節 京都大学名誉教授

参加者懇談会 中之島合同庁舎24階 レストランなごみ

(2)アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

国際会社法シンポジウム

～アジア諸国における国際的M&Aの展望～

当財団は、法務総合研究所とともに、2004年4月から、2年間の予定で、国際会社法研究会を開催してきたが、この研究会では、アジア諸国に進出する日本企業にかかわる国際会社法上の諸問題に焦点を当て、中国、フィリピン、シンガポール及びタイの4カ国を対象に研究してきた。

そこで、これまでの研究活動の発表の場として、これらの国々から企業再編法制度等の専門家を招聘し、我が国の会社法及び国際私法の専門家を交えて、各国における企業再編手法や国際的企業再編についての実務上の諸問題、そして今後の方向等について幅広い観点から議論する場を設け、この分野における法情報を広く一般に提供するとともに、法制度上の課題の解決と更なる発展に資するため、国際会社法シンポジウムを開催

した。参加者総数は120名近くなり、質疑応答も活発に行われ盛会であった。
なお、このシンポジウムには、2005年度国際民商事法研修の4カ国からの研修員及び日本国内研修員もオブザーバー参加した。

日 時： 平成18年2月20日 10:00～17:00
場 所： 大阪中之島合同庁舎2階国際会議場（法務総合研究所国際協力部）
テーマ： アジア諸国における国際的M&Aの展望
主 催： 法務総合研究所、当財団、JETRO
主催者挨拶： 中井憲治 法務総合研究所長
原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長
宮澤利成 日本貿易振興機構大阪本部長

第1部 基調報告

「国際企業とアジアの会社法」

鹿田 節 京都大学名誉教授・同志社大学大学院司法研究科特別客員教授
弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

「国際化時代のM&A法制」

中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

第2部 各国報告「各国法制における企業再編手法」

中 国 顧 功 耘 華東政法学院副学長

日本側コメント 中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

シンガポール ブー・ビー・チュン Baker & McKenzie Wong & Leow 法律事務所 弁護士

日本側コメント 佐野 寛 岡山大学法学部教授

タ イ ダグラス・マンシル DEACONS 法律事務所 弁護士

日本側コメント 片木晴彦 広島大学大学院法務研究科教授

フィリピン ルイス・ホセ・P・フェラー SGV 社パートナー公認会計士兼弁護士

日本側コメント 小柿徳武 大阪市立大学法学部助教授

第3部 パネルディスカッション「アジア諸国における国際的M&Aの展望」

I 基調報告「国際私法から見たM&A」

櫻田嘉章 京都大学大学院法学研究科教授

II パネルディスカッション

〔コーディネーター〕

前田雅弘 京都大学大学院法学研究科教授

佐野 寛 岡山大学法学部教授

〔パネリスト〕

櫻田嘉章 京都大学大学院法学研究科教授

池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
 河村義治 松下電器産業株式会社リガレーション&ソリューションセンター
 グローバルソリューションチームリーダー
 顧 功耘 華東政法学院副学長（中国）
 プー・ビー・チュン Baker & McKenzie.Wong & Leow 法律事務所 弁護士(シンガポール)
 ダグラス・マンシル DEACONS 法律事務所弁護士(タイ)
 ルイス・ホセ・P・フェラー SGV 社パートナー公認会計士兼弁護士(フィリピン)

Ⅲ 会場との質疑応答

第4部 総括

龍田 節 京都大学名誉教授・同志社大学大学院司法研究科特別客員教授
 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

(3) 他団体との共催事業

法整備支援連絡会への協力、石川国際民商事法センター主催による金沢シンポジウムへの後援、参加等。

5 調査研究事業

(1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共催で、平成16年4月に国際会社法をテーマとして研究会を立ち上げ、2年後の平成18年2月、前述の国際シンポジウムを開催した。また平成18年度に本研究及びシンポジウムの総まとめとして成果物出版を行う予定。

名 称	国際会社法研究会
主 催	法務総合研究所国際協力部、当財団
後 援	JETRO
期 間	平成16年4月～平成18年3月(2年プロジェクト)
研究対象国	中国、タイ、シンガポール、フィリピン
座 長	龍田 節 京都大学名誉教授
座長代行	櫻田嘉章 京都大学大学院法学研究科教授
研 究 員	前田雅弘 京都大学大学院法学研究科教授
	池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
	片木晴彦 広島大学大学院法務研究科教授
	佐野 寛 岡山大学法学部教授
	中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
	小柿徳武 大阪市立大学法学部助教授
	伊藤靖史 同志社大学法学部助教授
	河村義治 松下電器産業株式会社リガレーション&ソリューションセンター グローバルソリューションチームリーダー

平成17年度における研究会開催 場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室

第1回	シンポジウム企画等打合せ会	平成17年4月18日
第2回	シンポジウム企画等打合せ会	平成17年6月4日
第3回	シンポジウム企画等打合せ会	平成17年7月10日
第9回	研究会	平成17年9月22日
第4回	シンポジウム企画等打合せ会	平成17年10月15日
第10回	研究会	平成17年11月12日
第5回	シンポジウム企画等打合せ会	平成17年12月10日
第11回	研究会	平成18年1月28日
第12回	研究会	平成18年3月25日

現地調査

シンガポール：平成17年7月25日～7月29日

(調査メンバー：前田雅弘、佐野寛、伊藤靖史)

タイ：平成17年8月21日～8月25日

(調査メンバー：龍田節、櫻田嘉章、片木晴彦、河村義治)

フィリピン：平成17年8月31日～9月3日

(調査メンバー：櫻田嘉章、中東正文、小柿徳武)

中国：平成17年9月4日～9月8日

(調査メンバー：池田裕彦、中東正文)

(2)海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

(3)資料収集配布等

アジア・太平洋諸国知的財産権研究会及びシンポジウムの成果出版物については発行が遅れており、平成18年度になるため、次期予算にて改めて計上する。

6 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

第22号 平成17年7月発行

平成16年度事業報告、平成17年度事業計画

第23号 平成17年12月発行

第10回日中民商事法セミナー特集

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

第23号 平成17年8月発行

第2回日中民法共同シンポジウム

家族法のグローバル化と日本の民法

(第9回国際民事法金沢セミナーにおける野田愛子弁護士(当財団評議員)の講演)

(3)パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。

収支計算書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	15,000	13,710	1,290
2会費収入	33,800,000	33,200,000	600,000
3法整備支援受託事業収入	69,700,000	58,543,394	11,156,606
4雑収入	0	2,045	-2,045
当期収入合計(A)	103,515,000	91,759,149	11,755,851
前期繰越収支差額	33,459,000	33,459,256	-256
収入合計(B)	136,974,000	125,218,405	11,755,595
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	74,300,000	62,241,990	12,058,010
その他法整備支援事業費	2,300,000	1,901,459	398,541
シンポジウム等運営事業費	10,600,000	9,291,827	1,308,173
調査研究事業費	8,800,000	6,665,259	2,134,741
広報事業費	2,600,000	1,728,510	871,490
特別事業費	3,100,000	0	3,100,000
事業費計	101,700,000	81,829,045	19,870,955
2管理費			
会議費	800,000	380,421	419,579
事務管理費	4,600,000	4,036,605	563,395
賃借料	6,100,000	6,009,696	90,304
人件費	4,500,000	4,737,061	-237,061
管理費計	16,000,000	15,163,783	836,217
3固定資産関係費	500,000	198,450	301,550
4予備費	500,000	0	500,000
当期支出合計(C)	118,700,000	97,191,278	21,508,722
当期収支差額(A)-(C)	△ 15,185,000	△ 5,432,129	△ 9,752,871
次期繰越収支差額(B)-(C)	18,274,000	28,027,127	△ 9,753,127

正味財産増減計算書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額	
I 増加原因の部		
1基本財産運用収入		13,710
2会費収入		33,200,000
3法整備支援受託事業収入		58,543,394
4雑収入		
受取利息	2,045	
		2,045
合 計		91,759,149
II 減少原因の部		
1事業費		
法整備支援受託事業費	62,241,990	
その他法整備支援事業費	1,901,459	
シンポジウム等運営事業費	9,291,827	
調査研究事業費	6,665,259	
広報事業費	1,728,510	
特別事業費	0	
		81,829,045
2管理費		
会議費	380,421	
事務管理費	4,036,605	
賃借料	6,009,696	
人件費	4,737,061	
		15,163,783
3減価償却額		
建物付属設備減価償却額	62,330	
器具備品減価償却額	492,737	
		555,067
4固定資産除却額	65,085	65,085
合 計		97,612,980
当期正味財産増加額		△ 5,853,831
前期繰越正味財産額		88,797,418
期末正味財産合計額		82,943,587

注:税法基準に基づき、定率法にて減価償却を実施しております。

但し、平成15年度から新たに取得した100千円超200千円以下の償却資産については、固定資産の減価償却の特例(税法)により、3ヶ年間の定額償却としております。

貸借対照表
平成18年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
(1)現金	177,212	
(2)銀行預金	10,287,312	
(3)有価証券	10,287,615	
(4)仮払金	128,071	
(5)未収金	8,179,722	
流動資産合計		29,059,932
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	42,500,000	
投資有価証券	7,500,000	
基本財産合計	50,000,000	
その他の固定資産		
(1)建物付属設備	944,005	
減価償却累計額	△567,385	
(2)器具備品	2,694,196	
減価償却累計額	△1,942,748	
(3)電話加入権	301,392	
(4)差入保証金	3,487,000	
その他の固定資産合計	4,916,460	
固定資産合計		54,916,460
資産合計		83,976,392
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	909,675	
預かり金	123,130	
流動負債合計		1,032,805
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		1,032,805
III 正味財産の部		
正味財産		82,943,587
(うち基本金)		(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)		(△5,853,831)
負債及び正味財産合計		83,976,392

財 産 目 録

平成18年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額	金 額	金 額
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	177,212		
普通預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	9,108,393		
みずほ銀行 丸の内中央支店	134,363		
三井住友銀行 日比谷通支店	90,559		
みずほ銀行 新橋支店	84,596		
三井住友銀行 東京公務部	70,998		
三菱東京UFJ銀行 東京営業部	92,096		
住友信託銀行 東京営業部	706,307		
有価証券中国ファンド大和証券	169,161		
有価証券MMF大和証券	10,117,039		
有価証券FFF大和証券	1,415		
未収受託事業収入 国際協力機構	8,179,722		
仮払金	128,071		
流動資産合計		29,059,932	
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	10,000,000		
みずほ銀行 丸の内中央支店	10,000,000		
三井住友銀行 日比谷通支店	7,500,000		
三菱東京UFJ銀行 東京営業部	7,500,000		
住友信託銀行 東京営業部	7,500,000		
有価証券中国ファンド大和証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2)その他の固定資産			
建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△567,385		
器具備品	2,694,196		
減価償却累計額	△1,942,748		
電話加入権	301,392		
差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	4,916,460		
固定資産合計		54,916,460	
資産合計			83,976,392
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 人件費・委託費等	909,675		
預かり金 源泉徴収税	123,130		
流動負債合計		1,032,805	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			1,032,805
正味財産			82,943,587

収支計算書内訳(参考)

予算:平成17年度予算 決算:平成17年度決算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(予算)50,000×0.03%(定期預金)=15 (決算)50,000×0.03%(定期預金)=13		
2会費収入 (年会費1口200千円)	予 算		決 算
	理事・評議員会社	18,800(43社、94口)	18,800(43社、94口)
	一般会社	15,000(70社、75口)	14,400(67社、72口)
	計	33,800(113社、169口)	33,200(110社、166口)
3法整備支援受託事業収入	予 算		決 算
	ベトナム研修	6,000	2,767
	ベトナム法制度整備	9,400	8,773
	カンボジア研修	6,200	3,434
	カンボジア法制度整備	28,500	27,487
	ウズベキスタン研修	4,000	2,865
	ウズベキスタン法制度整備	3,800	6,214
	国際民商事法研修	4,000	2,702
	インドネシア研修	2,500	774
	その他諸国(ラオス等)法制度整備	5,300	3,526
	計	69,700	58,542
4雑収入	予 算		決 算
	普通財産運用収入	0	2
II 支出の部			
1事業費 法整備支援受託事業費	予 算		決 算
	ベトナム研修	6,000	2,698
	ベトナム法制度整備	11,100	11,201
	カンボジア研修	6,200	3,056
	カンボジア法制度整備	30,300	27,867
	ウズベキスタン研修	4,000	2,611
	ウズベキスタン法制度整備	3,900	7,006
	国際民商事法研修	5,200	3,454
	インドネシア研修	2,500	749
	その他諸国(ラオス等)法制度整備	5,100	3,599
	計	74,300	62,242
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修	1,500	1,901
	中国民法典制定への協力	300	0
	その他諸国関係	500	0
	計	2,300	1,901
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	6,100	6,077
	国際民商事法講演会	1,000	0
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	2,000	2,491
	他団体との共催事業	1,500	724
	計	10,600	9,292
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究	7,000	6,665
	海外現地調査	500	0
	資料収集配布等	1,300	0
	計	8,800	6,665
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	1,200	898
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	1,100	793
	郵送費	300	37
	計	2,600	1,728
特別事業費	財団設立10周年記念式典	3,100	0

	予 算	決 算	
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会	300	239
	その他会議、会合費	500	141
	計	800	380
事務管理費	旅費交通費	1,700	1,377
	通信運搬費	700	648
	備品消耗品費	300	244
	水道光熱費	200	170
	OA機器リース料	610	602
	租税公課	450	468
	その他諸経費	640	529
計	4,600	4,038	
事務所賃借料	家賃	4,500	4,507
	共益費	1,600	1,502
	計	6,100	6,009
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	4,500	4,737
		4,500	4,737
3固定資産関係費	パソコン	500	198
	計	500	198
4予備費		500	0
	計	500	0

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター
理事長 原田 明夫 殿

平成18年4月24日

財団法人国際民商事法センター

監事 木村 榮作



同 川原 卓郎



私たちは、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第10期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

平成18年度事業計画書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施している。

国際協力機構からの受託事業収入は平成8年度11百万円から年々増加し、平成14年には83百万円に達したが、その後はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額はやや減少し、平成17年度にはウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトなど新たな事業が加わり、平成15年度～平成17年度は同規模の受託総額となっている。

平成18年度はベトナム法制度整備支援契約フェーズ3が平成18年6月で一応終了し、次に向けての準備期間となることからベトナム研修も当年度は予定されておらず、ベトナム関連は縮小するが、他方、ウズベキスタンプロジェクトが本格化し、受託事業規模は、ほぼ前年度程度となる見込み。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移(平成17年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出	(千円)
平成12年度	45,433	53,832	
平成13年度	65,060	71,622	
平成14年度	82,968	83,446	
平成15年度	56,814	57,063	
平成16年度	56,484	58,038	
平成17年度	58,543	62,242	
平成18年度(予算)	54,000	58,100	

(1)ベトナム法制度整備

平成15年7月にスタートしたベトナムとの3ヶ年法制度整備支援契約(フェーズ3)は、平成18年6月30日で一応終了し、次期プロジェクトの形成に向けた準備段階に入る。即ち、フェーズ3迄に我が国が行った支援活動の効果についての再検討と評価を行うとともにベトナム側のニーズの把握に努め、今後の支援の有効性・適切性について検討し、次期プロジェクトの形成に努める。

6月30日までは、従来の部会は継続される。

(イ)民法改正共同研究会(東京)

委員長 森島昭夫地球環境戦略研究機関理事長

委員 9人

研究会 3回(6月まで)

(ロ)民訴法改正共同研究会(大阪)

委員長 吉村徳重九州大学名誉教授

委員 4人

研究会 1回(6月まで)

(ハ)法曹強化共同研究会(東京)

委員長 松田亨司法研修所教官

委員 4人

研究会 1回(6月まで)

(ニ)判決標準化共同研究会(大阪)

委員長 井関正裕弁護士(元大阪高裁部統括判事)

委員 4人

研究会 2回(6月まで)

その後、次期プロジェクト形成に向けて各研究会、W/Gの実務担当者による連絡会議を開催する。

当財団は当年度も引き続きこれら研究会、Working Groupの事務局業務を担当する。

(2)カンボジア法整備支援研修(カンボジア研修)

カンボジア民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトは、平成15年3月の草案の引き渡しにより一段落したが、民事訴訟法は国会で、又、民法は閣僚評議会(内閣に相当)で審議されており当年度中の国会での成立を目指している。この両法案成立に向けての支援継続とともに法曹養成トレーナーズの研修について、引き続き日本側が支援協力を行う。

平成18年度カンボジア研修スケジュール

(各研修とも研修員8~10人、期間2~3週間)

平成18年度第1回 2~3月頃(大阪)

法曹養成機能強化 (日本側実施主体:カンボジア法曹養成共同研究会)

平成18年度第2回 2～3月頃(東京)

民法・民訴法及び関連法起草支援(日本側実施主体：民法・民訴法作業部会)

場 所：法務総合研究所(大阪)、JICA 東京国際センター

(3)カンボジア法制度整備

カンボジア民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトは4年間にわたり両国関係者の絶大な協力のもとに平成15年3月に草案引き渡し完了したが、カンボジア側は(イ)両法案の国会審議・成立まで現地ワークショップや専門家派遣、本邦研修などの支援協力、(ロ)民法・民訴法関連法制度(施行法、供託法、戸籍法、人事訴訟法)構築支援、(ハ)司法官(裁判官・検事)養成学校、弁護士養成学校の運営への協力を要請してきており、国際協力機構とカンボジア司法省他関係機関との間で新たな法整備支援契約(フェーズ2)が平成16年4月からスタートしている(平成19年3月まで)。

当年度も従来からの下記部会が継続され、支援を続ける予定である。

(イ)民法作業部会(東京)

委員長 森島昭夫地球環境戦略研究機関理事長

委員 13人

作業部会 9回/年

(ロ)民訴法作業部会(東京)

委員長 竹下守夫駿河台大学学長

委員 9人

作業部会 8回/年

(ハ)カンボジア法曹養成共同研究会(大阪)

委員 5人

作業部会 6回/年

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者5～6名を起用して取り進める。

(4)ウズベキスタン法整備支援研修(ウズベキスタン研修)

ウズベキスタンは1991年のソ連邦崩壊後、中央統制計画経済から市場経済への移行を目指し、そのための法制度の整備を進めているが、課題が山積みしており、欧米諸国の法の継受により発展してきた日本による協力を求めてきた。国際協力機構及び法務総合研究所国際協力部は予備調査の実施を経て、平成14年度から5カ年計画で経済取引を促進する法制度に関する本邦研修を行っており平成14年は「中小企業法制」、平成15年は「土地法と担保制度」、平成16年度は「倒産制度」をテーマとして実施された。平成17年度からは最高経済裁判所を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが開始されており、これに関連し3回の研修が計画されている。

当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあ
たっている。

第6回ウズベキスタン研修（倒産法注釈書作成支援）

平成18年5月(大阪、1～2週間)

第7回ウズベキスタン研修（倒産法注釈書作成支援）

平成18年7月(大阪、1～2週間)

第8回ウズベキスタン研修（倒産法注釈書作成支援）

平成18年9月(大阪、1～2週間)

何れも経済裁判所を中心に研修員3～4人

(5)ウズベキスタン法制度整備

平成14年からの5カ年計画での本邦研修に加え、平成17年度より最高経済裁判所
を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが本格的に始まっており、
当財団は本支援委員会の事務局業務を担当する。

倒産法注釈書作成支援委員会(大阪)

委員長 池田辰夫大阪大学教授

委員 5人

委員会 13回/年

(6)国際民商事法研修(地域研修)

国際協力機構は従来の多数国マルチ研修(6～7ヶ国を対象とした一般研修)を見直し、
平成15年度から経済、文化圏の近い地域別の研修体制に切り替えており、当年度は前
年度に引き続きインドシナ半島4ヶ国を対象とした地域別研修を実施する。

この国際研修には、従来同様日本人研修員(法務省、裁判所、弁護士、企業法務)5～6
名も加わり、5週間にわたり合宿により共同研修を行う。財団関係者による講師の引受、
見学旅行や企業訪問、研修員によるカントリーレポート発表会、懇談交流会等研修を円
滑に進めるため幅広い協力を行う。なお、この研修に参加する日本人研修員の費用は原
則として当財団が負担する。

平成18年度国際民商事法研修（地域研修）

対象地域：インドシナ半島4ヶ国

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの司法省、裁判所、検察院等
から各国2～3名、日本人5～6名、合計15～18名参加

期間：平成19年1～2月 約5週間

場所：法務総合研究所国際協力部(大阪)

研修期間中約1週間は東京で行い、また石川県金沢市での石川国際民商事法センター主
催のシンポジウムにも参加する。

(7)日本・インド司法制度比較研究セミナー(インド初研修)

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要があるため、日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとして平成14年度にスタートし、(実質的には研修のカテゴリーに入るので「インドネシア研修」と略称する。)平成16年から3カ年で「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」をテーマとして本邦研修が実施されている。

当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

平成18年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー

平成18年7月(大阪、4週間)

裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など研修員10人～12人

(8)その他諸国(ラオス、モンゴル、インドネシア等)法制度整備

ラオス法整備支援研修(年2回本邦研修)は当初から名古屋大学及び法務総合研究所が国際協力機構から直接受託し、当財団はサイドからの協力に止まっている。また昨年度からラオス法整備全般について関係者会議並びに日本からの専門家派遣による現地 Working Shop の支援活動について本邦での事務局業務を担当してきたが、ラオスとの法整備支援契約も平成18年5月で一応終了となる。当面は研修や現地WS、関連会合に関連する会議設営、資料準備、翻訳、テープ起こし等の業務が主体となる見込み。

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力機構のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共催による日韓パートナーシップ研修を実施している。また当財団独自の立場での個別支援事業も行っており、これらを一括し、その他法整備支援事業として管理している。

(1)日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院(最高裁)と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度は従来のテーマを継続するが、今後の方向としては登記制度以外の民事行政制度への拡大、また大法院ルートを通じて両国にとって有効な新規プロジェクトを検討していきたい。

第8回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度についての実務上の諸問題

韓国セッション 平成18年6月12日～6月22日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院公務員教育院(ソウル)において研修。

日本セッション 平成18年10月16日～10月24日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)において研修。

(2) 中国民法典制定への協力

中国は民法典編纂に向けて、最終的な検討段階にあり、中国社会科学院法学研究所は日本の民法学者の協力を求めている。

これに応え森島昭夫名古屋大学名誉教授を中心とする日本の民法学者有志(日中比較民法研究会メンバー4～5人)が、共同研究という形で参加しており、平成15年度第1回シンポジウムが北京で、平成16年度第2回シンポジウムが東京で開催された。平成17年度の活動は見送りとなったが、当財団は当年度も日本側の協力活動に対し、参加費用等について一部支援を行う。

(3) その他諸国関係

国際協力機構のODA案件とは別に、新たに発生する法整備支援関係プロジェクトに対応するため、予備的に見込むもの。

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当財団は国務院国家発展改革委員会を中国側の窓口として商務部や中国社会科学院法学研究所他関係機関の協力を得て中国との事業を取り進めており、当年度は第11回日中民商事法セミナーを北京で開催する。

第11回日中民商事法セミナー

時期・場所 : 平成18年9～10月 北京

テーマ : リサイクル経済を促す法律制度、または
企業の自主革新を励まし、促進するための法律制度

主催 日本 : 当財団、法務総合研究所、JETRO

中国 : 国務院国家発展改革委員会

日本側講師 : テーマに関する専門家講師2～3人派遣

本セミナーでは日中の開催地側より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国側よりの要請で現在中国が最重要視している環境問題、省エネ問題に関連するテーマとして上記を取り上げるが、日中双方にとり時宜を得たものとする。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、この内容の一層の充実を計るとともに、国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2)国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)、平成16年度は日中の知的財産法制度をテーマとして実施した。

当年度も関係諸機関の協力も得て、年1～2回開催を目標とする。

(3)アジア太平洋諸国法制度シンポジウム

平成18年度～19年度の2ヶ年にわたり新たなテーマのもとに研究事業を立ち上げることとしており、この研究の中間段階でミニシンポジウムが開催されることを想定しているもの。

(4) 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

ローエイシア国際会議への財団関係者の参加

法整備支援連絡会、石川国際民商事法センター主催シンポジウムの後援

4 調査研究事業

(1)アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願ひし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期 ADR、第3期知的財産権、第4期国際会社法を実施してきたが、平成18年度～19年度の2ヶ年にわたり、コーポレートガバナンスに関連したテーマで新たな研究事業を立ち上げる。

コーポレートガバナンス研究会(仮称)

主催：法務総合研究所国際協力部、当財団

後援：JETRO

期間：平成18年度～19年度 2年間

対象国：中国、タイ、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インドネシア等より選択
研究会：関西～中京の学者・実務家5～6名

当年度は定期的研究会開催を中心に実施する予定。

(2)海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。当年度も1～2ヶ国を対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

アジア・太平洋諸国知的財産権研究会及びシンポジウムの成果出版物については発行が遅れており、当年度になる見込み。

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

平成18年7月発行

平成17年度事業報告、平成18年度事業計画を掲載

アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム(国際会社法シンポジウム)

平成18年12月発行

第11回日中民商事法セミナー特集を予定

(2)“ICCLC NEWS LETTER”発行

年間2～3回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

6 特別事業

当年度は平成8年4月に当財団が設立されて満10年経過の年にあたることからこれまでお世話になった方々をお招きし10周年記念式典を開催することにしたい。

時 期：平成19年1月中旬

会 場：未 定

参加者：財団役員、学術評議員、一般企業会員

法務省、法総研関係者

JICA、JETRO、日弁連他関係団体・機関

その他財団事業の協力者

総勢 100～130人

記念式典、講演、記念パーティを予定。

収 支 予 算 書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	15	15	0
2会費収入	32,800	33,800	△ 1,000
3法整備支援受託事業収入	54,000	69,700	△ 15,700
当期収入合計(A)	86,815	103,515	△ 16,700
前期繰越収支差額	28,027	33,459	△ 5,432
収入合計(B)	114,842	136,974	△ 22,132
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	58,100	74,300	△ 16,200
その他法整備支援事業費	2,800	2,300	500
シンポジウム等運営事業費	7,900	10,600	△ 2,700
調査研究事業費	4,900	8,800	△ 3,900
広報事業費	2,200	2,600	△ 400
特別事業費	3,100	3,100	0
事業費計	79,000	101,700	△ 22,700
2管理費			
会議費	600	800	△ 200
事務管理費	4,200	4,600	△ 400
賃借料	6,100	6,100	0
人件費	6,000	4,500	1,500
管理費計	16,900	16,000	900
3固定資産関係費	500	500	0
4予備費	500	500	0
当期支出合計(C)	96,900	118,700	△ 21,800
当期収支差額(A)-(C)	△ 10,085	△ 15,185	5,100
次期繰越収支差額(B)-(C)	17,942	18,274	△ 332

収支予算書内訳(参考)

H18:平成18年度予算 H17:平成17年度予算

(単位:千円)

I 収入の部		H18	H17
1基本財産運用収入	(H17) 50,000×0.03%(定期預金)=15 (H18) 50,000×0.03%(定期預金)=15		
2会費収入 (年会費1口200千円)	理事・評議員会社 一般会社	18,400(42社、92口) 14,400(65社、72口)	18,800(43社、94口) 15,000(70社、75口)
	計	32,800(107社、164口)	33,800(113社、169口)
3法整備支援受託事業収入		H18	H17
	ベトナム研修	0	6,000
	ベトナム法制度整備	3,500	9,400
	カンボジア研修	4,000	6,200
	カンボジア法制度整備	16,700	28,500
	ウズベキスタン研修	1,000	4,000
	ウズベキスタン法制度整備	8,900	3,800
	国際民商事法研修	4,000	4,000
	インドネシア研修	1,000	2,500
	その他諸国(ラオス等)法制度整備	14,900	5,300
	計	54,000	69,700
II 支出の部		H18	H17
1事業費 法整備支援受託事業費	ベトナム研修	0	6,000
	ベトナム法制度整備	4,500	11,100
	カンボジア研修	3,600	6,200
	カンボジア法制度整備	16,900	30,300
	ウズベキスタン研修	1,000	4,000
	ウズベキスタン法制度整備	10,000	3,900
	国際民商事法研修	5,000	5,200
	インドネシア研修	1,000	2,500
	その他諸国(ラオス等)法制度整備	16,100	5,100
	計	58,100	74,300
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修	2,000	1,500
	中国民法典制定への協力	300	300
	その他諸国関係	500	500
	計	2,800	2,300
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	6,100	6,100
	国際民商事法講演会	500	1,000
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	300	2,000
	他団体との共催事業	1,000	1,500
	計	7,900	10,600
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究	3,000	7,000
	海外現地調査	500	500
	資料収集配布等	1,400	1,300
	計	4,900	8,800
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	1,200	1,200
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	1,000	1,100
	郵送費	0	300
	計	2,200	2,600
特別事業	財団設立10周年記念式典	3,100	3,100

		H18	H17
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会	300	300
	その他会議、会合費	300	500
	計	600	800
事務管理費	旅費交通費	1,400	1,700
	通信運搬費	650	700
	備品消耗品費	270	300
	水道光熱費	200	200
	OA機器リース料	610	610
	租税公課	470	450
	その他諸経費	600	640
	計	4,200	4,600
事務所賃借料	家賃	4,500	4,500
	共益費	1,600	1,600
	計	6,100	6,100
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	6,000	4,500
		6,000	4,500
3固定資産関係費	間仕切、内装、パソコン等	500	500
	計	500	500
4予備費		500	500
	計	500	500

理事会：第8号議案 寄附行為一部変更の件

当財団の理事及評議員の定数については、設立時の寄附行為にてそれぞれ理事は25名以上50名以内、評議員は25名以上と定められていた。その後平成9年5月の第3回理事会において、理事及び評議員ともに35名以上40名以内と変更された。

これは平成9年12月の公益法人等の指導監督等に関する閣僚会議幹事会による「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」に基づくもので、理事定数の幅が大きすぎると、理事会の成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので、その幅は5～6人が適当であり、また評議員については、理事会を牽制する役割から見て、理事と同数程度以上で、定数の幅も大きすぎないように配慮したものであった。

然るに当財団の理事及び評議員は会員企業を代表する者も多く、企業は経済環境等により当財団への入脱会を余儀なくされる場合があり、現状の35名以上40名以内の定数幅ではむしろ理事会、及び評議員会に運営に支障をきたすことが懸念される。一方上記運用指針は理事の定数幅の適当な例として、「6人以上10人以内」、「25人以上30人以内」を例示しているが、5～6名以内と規定しているものではない。よって定数幅を広げ理事及び評議員ともに30名以上40名と変更する。

なお、理事の現在数は38名、評議員の現在数は35名である。

寄附行為変更案

(役員)

第14条 この財団法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 30名以上40名以内(うち、会長1名、理事長1名及び事務局長1名)
- 2 評議員 30名以上40名以内
- 3 監事 2名

現寄附行為

(役員)

第14条 この財団法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 35名以上40名以内(うち、会長1名、理事長1名及び事務局長1名)
- 2 評議員 35名以上40名以内
- 3 監事 2名

〈第二部〉

国際民商事法シンポジウム

『アジア諸国における国際的M&Aの展望』



大阪中之島合同庁舎 国際会議室

特集 国際民商事法シンポジウム

財団法人国際民商事法センター
事務局長 小林 清則

＜アジア諸国における国際的 M&A の展望＞

当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構の三者共催により平成18年2月20日大阪中之島合同庁舎国際会議室において開催しましたシンポジウムの概要を特集し、掲載しております。

当財団は法務総合研究所との共催により、平成16年度～17年度の2ヶ年にわたる研究事業として、関西の学会・実務界の専門家による国際会社法研究会(座長龍田節京都大学名誉教授)を立ち上げ、アジア諸国に進出する日本企業にかかわる国際会社法の諸問題について研究を行っていただきました。対象国4ヶ国(中国、シンガポール、タイ、フィリピン)について各国専門家に詳細なアンケートを実施するとともに、研究会委員が分担し現地に出向き実態調査も行い、極めて内容の深い研究成果を上げていただいております。

本シンポジウムは日本側研究委員の基調報告と対象国のアンケートを担当いただいた専門家による各国報告、それに日本側研究委員とのパネル討論及び会場参加者からの質疑で構成しており、この詳細について全貌記録は別途法務総合研究所のご尽力により(株)商事法務から出版されますが、本号では各国報告の一部とアンケートの集計表を資料として掲載しておりますのでご参照願います。

国際会社法シンポジウム

International Symposium on International Corporate Law

～アジア諸国における国際的M&Aの展望～

～Japan's Perspective on International M&A in Asian Countries～

日 時：2006年2月20日（月）10:00～17:00

会 場：大阪中之島合同庁舎 2階 国際会議室

〒553-0003

大阪市福島区福島一丁目1番60号

TEL 06-4796-2153, 2155 (代)

FAX 06-4796-2157

主 催：法務省法務総合研究所

財団法人国際民商事法センター

日本貿易振興機構

プログラム

10:00～10:15 主催者あいさつ

中井憲治	法務総合研究所長
原田明夫	財団法人国際民商事法センター理事長
宮澤利成	日本貿易振興機構大阪本部長

10:15～10:50

第1部 基調報告

「国際企業とアジアの会社法」

龍田 節	京都大学名誉教授・同志社大学大学院司法研究科特別客員教授 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
------	--

「国際化時代のM&A法制」

中東正文	名古屋大学大学院法学研究科教授
------	-----------------

10:50～12:00

第2部 各国報告 (その1)

「各国法制における企業再編手法」

中国	顧 功耘	華東政法学院副学長
日本側コメント	中東正文	名古屋大学大学院法学研究科教授

シンガポール	ブー・ビー・チュン	Baker & McKenzie.Wong & Leow 法律事務所 弁護士
日本側コメント	佐野 寛	岡山大学法学部教授

12:00～13:10 昼食

13:10～14:20

各国報告 (その2)

タイ	ダグラス・マンシル	DEACONS 法律事務所 弁護士
日本側コメント	片木晴彦	広島大学大学院法務研究科教授

フィリピン	ルイス・ホセ・P・フェラー	SGV社 パートナー 公認会計士兼弁護士
日本側コメント	小柿徳武	大阪市立大学法学部助教授

14:20～14:45 休憩

14:45～16:45

第3部 パネルディスカッション

「アジア諸国における国際的M&Aの展望」

I 基調報告

「国際私法から見たM&A」

櫻田嘉章 京都大学大学院法学研究科教授

II パネルディスカッション

〔コーディネーター〕

前田雅弘 京都大学大学院法学研究科教授

佐野 寛 岡山大学法学部教授

〔パネリスト〕

櫻田嘉章 京都大学大学院法学研究科教授

池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

河村義浩 松下電器産業株式会社リーガルコンサル&ソリューション
センター グローバルオペレーションチーム チームリーダー

顧 功耘 華東政法学院副学長（中国）

ブー・ビー・チュン

Baker & McKenzie. Wong & Leow 法律事務所 弁護士（シンガポール）

ダグラス・マンシル DEACONS 法律事務所 弁護士（タイ）

ルイス・ホセ・P・フェラー SGV社 パートナー

公認会計士兼弁護士（フィリピン）

III 会場との質疑応答

16:45～17:00

第4部 総括

龍田 節 京都大学名誉教授・同志社大学大学院司法研究科特別客員教授
弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

閉会

各国報告者及びパネリスト紹介 (順不同)

【中国】

顧功耘

華東政法学院副学長

1981年～1989年 上海大学教師

1989年～現在まで 華東政法学院教師

所属学会：中国法学会

これまで務めた役職：華東政法学院経済法学部学部長

代表的な著書：「経済法教程」、「商法教程」、「公司M&A法論」、「国有経済法論」、「公司法」、「証券法」など

表彰歴：上海市労働模範、全国五・一労働奖章など

【シンガポール】

ブー・ビー・チュン

Baker & McKenzie, Wong & Leow 法律事務所弁護士

1996年 シンガポール国立大学法学士取得 (優等学位)

1997年 シンガポール弁護士資格取得

実務分野

- －企業吸収合併 (主にインターネット、保険、電力、航空、石油及び製造業界で8年間)
- －ベンチャーキャピタル、非公開株式及び資本市場 (主に半導体、通信、インターネットバンキング業界)
- －シンガポールにおける有価証券の公募・私募に関する助言、及び規制当局との調整

出版物

2000年 Financial Post 誌 第1巻10号 「ベンチャーキャピタル投資取引」

2001年 Straits Lawyer 誌 第4巻1号「シンガポールの2000年会社改正法」

2002年 シンガポールベンチャーキャピタル協会2002年年報

「ベンチャーキャピタル取引の法的主眼点」「経営買収による法律問題」

2003年 シンガポール法律官報「シンガポールの2003年会社改正法」

2004年～2005年

シンガポールベンチャーキャピタル及び非公開株式要覧 2004/2005

「最近の政府によるイニシアチブ」

【タイ】

ダグラス・マンシル

Deacons Bangkok 法律事務所パートナー

1984年 カリフォルニア大学バークレー校 法学博士号取得

1984年 米国カリフォルニア州弁護士資格取得

1986年 Sheppard, Mullin, Richter & Hampton 法律事務所 (カリフォルニア)

1986年～1992年 Graham & James (現 Squire Sanders) 国際法律事務所準会員

1992年～1998年 Graham & James (現 Squire Sanders) 国際法律事務所パートナー

1998年 Deacons-Bangkok 法律事務所パートナー

外国企業のタイ国内への投資、買収、企業再編を担当 (IBM, Shell, 松下、伊藤忠 等)

米国弁護士協会国際担保取引及び破産委員会副会長

【フィリピン】

ルイス・ホセ・フェラー

SyCip, Gorres, Velayo & Co. パートナー 公認会計士兼弁護士

学歴：

1979年 フィリピン大学 経営会計学士取得 公認会計士試験合格

1988年 フィリピン大学 法学士号取得 司法試験合格

研修：

1996年 新興国における電力会社民営化 (米国ワシントン市)

1999年 アジア太平洋税理士上級学校 (タイ プーケット)

2001年 国際税務サービス (米国イリノイ州)

経歴：

1980～1987年 Republic Planters 銀行 (現 May 銀行) 信託部

1982～1983年 フィリピン女子大学ビジネス産業校非常勤講師 (会計学)

1988～1992年 国税収入局特別運用部

1992～1994年 租税裁判所法律技術部

1994～1998年 国家電力会社顧問事務局

1998年～ SGV & Co. 税務部

【日 本】

- 龍田 節 京都大学名誉教授・同志社大学大学院司法研究科特別客員教授・
弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
- 櫻田嘉章 京都大学大学院法学研究科教授
- 前田雅弘 京都大学大学院法学研究科教授
- 池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
- 片木晴彦 広島大学大学院法務研究科教授
- 佐野 寛 岡山大学法学部教授
- 中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
- 小柿徳武 大阪市立大学法学部助教授
- 河村義浩 松下電器産業株式会社リーガルコンサル&ソリューションセンター グローバルオペレ
ーションチーム チームリーダー



基調報告 龍田節京都大学名誉教授



左から櫻田教授、中東教授、佐野教授、前田教授、池田弁護士、河村リーダー

第5回国際民商事法シンポジウム主催者挨拶

法務総合研究所長 中井憲治



龍田先生をはじめ国際会社法研究会の先生方、海外からご参加いただきましたパネリストの皆様、国際民商事法研修の研修員の皆様、ご来賓の皆様。

本日は、第5回国際民商事法シンポジウムにご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

法務総合研究所では、1994年(平成6年)から民商事法分野についての国際協力を開始し、JICA(国際協力機構)、財団法人国際民商事法センターをはじめとして、学界、法曹界や経済界等各界の皆様のご協力をいただきながら、法の支配の確立と市場経済化の推進を目指す東南アジアや中央アジアの国々に対して、立法支援や人材育成支援などの活動を行ってまいりました。

現在も、2005年度国際民商事法研修を実施しており、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム及び日本の5カ国から招へいたした17名の研修員が、本日のシンポジウムに参加しております。

当所は、こうした法整備支援活動とともに、アジア諸国の法制度の調査研究についても重要であると考え、各分野における第一線でご活躍されている先生方に調査研究を委嘱し、その成果について、シンポジウムの開催、あるいは出版という形で広く公表することに努めております。

さて、本日のシンポジウムの標題は、「国際会社法シンポジウム～アジア諸国における国際的M&Aの展望～」でございます。

近年、国際的な企業再編等が活発化していく中、「国際会社法」と呼ばれる分野への関心が高まってきています。そうした状況を踏まえ、当所では、2004年(平成16年)4月から2年間の計画で、我が国における会社法及び国際私法の分野での最高の権威の先生方にお集まりいただき、「国際会社法研究会」を発足させました。

そして、これまでの研究活動の発表の場として、国際会社法研究会の先生方に加え、アジア諸国から企業再編法制等の専門家を招へいたした上で、アジア諸国における企業再編や国際的企業再編についての実務上の諸問題、そしてアジア諸国における国際的企業再編の今後の方向等について、幅広い観点から議論する場を設けることとし、本日、このシンポジウムを開催するに至った次第です。

このシンポジウムが、アジア諸国における国際会社法の分野における新たな発見と発展の場となり、実り多いものとなることを心より期待しております。

最後に、このシンポジウムの開催にご尽力いただいた財団法人国際民商事法センター及び日本貿易振興機構の皆様、国際会社法研究会の皆様、そして、海外からお越しいただきましたパネリストの皆様にご改めて深くお礼を申し上げ、私のあいさつといたします。ありがとうございました。

第5回国際民商事法シンポジウム主催者挨拶

(財)国際民商事法センター 原田明夫



ただいまご紹介いただきました、国際民商事法センターの原田でございます。本日は、第5回国際民商事法シンポジウムに当たりまして、大変大勢の皆様方が、小雨の降る中でございますけれどもお集まりいただきまして、大変うれしく思います。

このシンポジウムの意義は、この企てで中心的な役割を果たしていただいております法務総合研究所の中井所長からお話がありましたように、一昨年から続けられております国際会社法研究会の成果を総まとめにして話し合おうというものでございまして、私といたしましても、これまでの皆様方のご努力に心から敬意を表します。また、このシンポジウムでは、先ほどご紹介いただきましたように、現在当地で開催されております国際民商事法研修、第10回目の研修に参加されておられる方々が、この会場にご参加いただいております。今回のシンポジウムで活発なお話し合いが進められることを心から期待いたしております。

一言、私は、現在のアジアを中心とするビジネスのあり方について申し上げたいと思います。最近もそうでございますけれども、グローバリゼーションということがよく言われます。グローバリゼーションとは、人、物、また情報が最近のIT革命等によりまして急速に拡大して、自由に人々が移動し、物が移動し、そして情報が行き来する社会でございます。その中で、一面では、グローバリゼーションという言葉には光と影があると言われております。光とは、このグローバリゼーションによって大きな利益が生み出されるということでございましょうし、影とは、ある一定の物の考え方が強制的に実施されて、いわば富める国と富めない国々ができるという問題だろうと思えます。そういう意味からいたしますと、私はこれからの国際社会におきましては、グローバリゼーションの生み出す利益をできるだけ多くの国々が平等に分配できる、ともに利益を受けるといことが大変重要だと考えます。その意味で、アメリカのニューヨークタイムズのコラムニストでありますトーマス・フリードマン氏が「フラットな世界」という本で説いていることは、大変示唆に富み、意味のあることだと思えます。フリードマン氏は、このIT革命の時代では、あらゆる国々、人々がフラットな立場で協力し合うことができるし、また、そうしないと、世界の発展はないという意味のことを言うておられます。そのような観点からいたしますと、我々の属しておりますアジアにおきましても、フラットな関係、特にビジネスに携わる方々が自由に、平等に、そして同じ立場で協力し合うということが、どうしても必要になると思えます。そして、ビジネスの活動により人々がお互いに理解し合い、そして富を生み出し、それがアジアの全般の安全な、そして繁栄する社会につながるものだと思っております。そういう意味で、このシンポジウムで続けられているこの企ては、世界の平和で安全な繁栄に、また、そのベースとして下支えをするために役立つものだと私は信じております。このような企てが、今回を含めまして多くの人に理解され、そして広がっていくことを心から期待いたしまして、私のあいさつといたします。

第5回国際民商事法シンポジウム主催者挨拶

日本貿易振興機構大阪本部長 宮澤利成



ただいまご紹介いただきました日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部長の宮澤利成でございます。

本日は、記念すべき「第5回国際民商事法シンポジウム」のご開催、誠におめでとうございます。また、このようなすばらしい機会にご挨拶させていただけますこと、心より感謝申し上げます。

さて、私どもジェトロが毎年公表しております「ジェトロ貿易投資白書2005」に寄りますと、日本の対外直接投資額は、報告・届出ベースで、は2004年度で約355億ドル、1951年からの累積では9,516億ドルです。この内、アジアには94億ドル、累積で1,605億ドルとなっております。

他方、日本への直接投資額は375億ドルで、初めて対日直接投資が対外を上回りました。

残念ながら、現在ではM&Aの状況を把握する統計がありませんが、過日内閣府等がM&A統計の作成に着手する旨の新聞報道がありました。このように、日本国内でもM&A統計を作成する機運が盛り上がり、今後M&Aの現状把握が一層進むと考えられます。

さてそれでは、もう少し詳しく、本日ご参加の方々の国への日本からの投資・貿易の状況を見てみたいと思います。

まず中国に対してですが、市場参入を目的とした内販型投資が増加しており、日本からの投資額は2004年度46億ドルで、累積では315億ドルとなっております。特に、自動車産業ではモータリゼーションの進展を背景にトヨタ、日産等の大型投資が続いております。また、電気・電子でも、松下電器、日立製作所等の大型投資が相次ぎました。さらには、市場開放が進む流通分野や金融分野への投資も行われております。日系企業は約1万8千社が進出しております。ちなみに日本との貿易は日本の大幅な赤字となっております。

次にフィリピンですが、対内直接投資認可額は7年ぶりに増加に転じました。日本からは、2004年度は3億ドルで、累積では78億ドルとなっており、エレクトロニクス企業の追加投資、化学品製造企業の製造設備拡張に伴う投資等が上げられます。日系企業は約500社が進出しております。他方、日本との貿易については、フィリピンは資本財や部品の多くを日本から調達しており、2003年まで恒常的な貿易赤字となっておりますが、2003年にASEAN自由貿易地域(AFTA)が本格的に始動し、域内関税が引き下げられたことから、域内からの調達が増加しました。2004年の対日輸入は微減となりました。一方、対日輸出では電子関連製品が増加し、大幅増となり、フィリピンの貿易黒字となりました。

次にシンガポールですが、製造業投資受入れ額は10%増でした。日本からは、2

004年度は7億ドルで、累積では187億ドルとなっております。化学品分野での投資計画が相次ぎました。他方、製造業分野での日系企業の撤退もありましたが、その代わりと言っては何ですが、研究開発投資が目立っています。日系企業は約2千5百社が進出しております。他方、日本との貿易については、輸出入ともに電子機器・電子部品が中心で、日本の対シンガポール輸出は生産財や中間財が多く、貿易収支は恒常的に日本の輸出超過であります。「日本・シンガポール新時代経済連携協定」では、貿易・投資の自由化・円滑化に加え、金融、情報通信、科学技術、人材養成など幅広い分野での連携が明記されております。

最後に、タイですが、件数・金額とも大幅に増加し、97年の経済危機以来最大となりました。日本からは、2004年度は12億ドル、累積では181億ドルとなっております。自動車産業への大型投資、化学品産業、電子・電気機器産業への投資が目立っています。日系企業は約1千2百社が進出しております。他方、日本との貿易については、恒常的な対日貿易赤字が続いております。

このような中、本日のシンポジウムテーマである「アジア諸国における国際的M&Aの展望」は、アジア諸国間の経済関係がより密接になり、企業の経営方針、事業戦略がより多様化する中で、まさに時期に応じた適切なテーマでございます。是非、ご参加の皆様、本日の貴重な機会を有意義にご活用いただき、より理解を深めていただければと存じます。

ジェトロといたしましても、近年の日本企業による対アジア諸国への投資動向を受けて、日本企業の皆様をサポートさせていただく体制を整えて参りました。現地進出企業を含めた支援につきましては、ジェトロの国内外のネットワークを活用し、各国政府、日本政府および国際民商事法センターをはじめ各関係機関の皆様方のご協力をいただきながら実施しております。

「国際会社法シンポジウム」は、まさに、日本企業の皆様にアジア諸国でM&Aを行うに際して必要な会社法等の法律をご理解いただく重要なシンポジウムのひとつとして、ジェトロも以前よりご協力させていただいているところです。本日、記念すべき第5回目を迎られましたことは、私どもにとりましてもとても喜ばしいことでございます。ご参加の関係各位のご尽力に改めまして敬意を表させていただきますと思います。

最後に、本シンポジウムの開催がご参加の皆様にとって実りあるものになることを祈念いたしまして、簡単ではございますが私のご挨拶とさせていただきますと存じます。ありがとうございました。

各国法制における企業再編手法 (各国報告)

各国報告(その1) 中国

顧功耘 華東政法学院副学長

皆様、こんにちは。今日、ここで皆様に中国の企業合併、企業M&Aの状況についてご紹介できることをうれしく思っております。

それでは、今日の私の議題を発表させていただきたいと思います。今日ご紹介するのは、企業M&Aの法的問題です。

まず、企業のM&Aという言葉の意味をご紹介したいと思います。

会社の合併というのは、一方の会社がもう一方の会社を合併すること、もしくはもう一方の会社の支配権を握ることを目的として、法律に基づき、一定の対価を支払い、もう一方の会社の資産、営業権、株式を取得するか、もしくは委託を受けてもう一方の会社の経営管理権や議決権を取得する行為のことです。

次に、合併の形式についてお話ししたいと思います。これには4つの形式があります。私がお説明したいのは、4つの形式に分けている根拠は何かということです。これは、主に合併する側と合併される側との法律関係の性質によって分類しています。

まず1つ目は、資産(株式)買収式合併です。そして2つ目が受託管理式合併です。3つ目が株式買収式合併です。4つ目が委託書請求式合併です。この4つの形式の特徴を比較してみたいと思います。

まず、一つ目の特徴は、1番目と2番は契約行為です。3番と4番は公開市場での行為です。この2つの違いはどこにあるのでしょうか。契約行為は1対1の契約、協議です。購買の対象は特定の会社です。公開市場による行為は、対象は特定されていません。1対多数の取引です。

2つ目の特徴は、1番と3番は対価を支払うという特徴があります。ですから、売買行為と言えます。このような売買行為は財産の所有権を譲渡するものです。2番と4番は対価を支払わないものです。これは一種の信託行為であると言えます。財産権の譲渡を目的としていません。

3つ目の特徴は、1番と3番は基本的な、重要な手段であるということです。2番と4番は二次的な手法であるということです。附屬的な手法です。

次に、会社のM&Aと合併、更生、再編の違いです。第1に、M&Aと合併は交錯する概念です。そして、市場行為を行うことによる合併というのがM&Aです。これが重なっている部分です。第2に、M&Aと更生は目的が全く異なります。この2つの円は全く重なりません。更生は企業の救済で、M&Aは企業の支配、または合併です。M&Aと再編の関係ですが、これは包摂関係にあると私は考えています。第3に、再編は大きな概念であり、そして小さな円をそこに含んでいます。その小さな円がM&Aです。再編の目的は企業の救済であってもよいし、規模の拡大であってもよいのです。再編の手段や方法は複雑多様です。資産再編、債務再編、組織再編、人員再編などがあります。

ここまででは、M&Aの基本的な法律概念や形式についてご紹介しました。次に、中国で外資が中国企業に対してM&Aを行う場合の法的根拠についてご紹介しまし

よう。6つの法的根拠があります。

1つ目は、2005年に改正された会社法です。2つ目は、これも2005年に改正された証券法です。3つ目が、「外国投資者の国内企業吸収合併に関する暫定規定」です。これは、2003年に施行されたもので、対外貿易経済合作部、国家稅務總局、国家工商行政管理總局によって公布されたものです。4つ目は、「外資利用による国有企業再編暫定規定」です。2003年1月に施行されました。これは、国家經濟貿易委員會財政部、国家工商總局により公布されました。5つ目が、「上場会社買収管理法」です。2002年12月に施行されました。中国の國務院により公布されました。6つ目が、「外国投資者の上場会社に対する戰略投資管理法」です。2006年2月に施行されました。商務部、中国証券監督管理委員會などの行政部門によって公布されました。

次に、中国企業買収の好機を迎えている現在についてご紹介いたします。5つの角度からご紹介します。

第1に、中国がWTO加盟時の約束を徐々に実行に移しています。今年は、WTO加盟から5年目に当たります。第2に、国有企業の産業構造調整が一層進んでいるということです。多くの国有企業が、既に対外的に開放されています。第3に証券市場の株式分置改革が全面的に推進されています。この株式分置というのは、皆さんご存じないかもしれません。中国の株式市場では、過去には、1つの会社が発行した株式は2つに分けられていました。1種類は市場に公開され、流通させることができました。もう1種類は、売買や流通が禁止されていたのです。それを分置というふうに呼んでいます。去年から今年にかけての2年間に、中国は多くの改革を行いました。そして、上場企業の株式をすべて市場で流通させることにしたのです。これを株式分置改革と読んでいます。これは、中国企業の株式が、既に全面的に開放されている、既に自由に流通されていると言えると思います。第4に、金融市場の開放がさらに進んでいるということです。中国は、既に証券取引所を設けていますし、最近の情報によりますと、上海に新しい金融派生商品に関する取引所を開設することになりました。第5に、法制環境がさらに改善されたということです。2005年末に会社法が全面的に改正されました。これによって、市場化がますます促進されました。

次にご紹介したいのは、中国の企業M&Aの最新規定です。2つご紹介します。

第1に、証券法の改正です。4つの大きな改正点があります。1つ目に、買収方法が拡大されました。もともとは、TOB協議の2種類しか認められていませんでしたが、これ以外の方法が認められるようになりました。2つ目に、一致して行動する人という概念が導入されました。2人、または2人以上の人が一致して行動して、1つの会社の株式を購入するということです。3つ目に、部分的な公開買付による買収を認めたということです。この部分というのは、全面的な公開買付に対する言葉です。そして、4つ目に、株式の最低保有期間が延長されたということです。以前は、株式を取得した人は、6か月以内はそれを再度売りに出すことができませんでしたが、この期間が1年に延長されました。

第2に、「外国投資者の上場企業に対する戰略投資管理法」です。これは、施行されたばかりのものです。この法の適用対象は、全株式流通後に株式を購入して戰略投資を行う外国投資者です。ここでいうところの戰略投資というのは、今日私たち

が話しているM&Aです。つまり、長期的な規模の大きい投資のことをいいます。

この法の基本原則が、4つに分けることができます。1つ目に、国家の法律を遵守するということ。2つ目に、公開、公正、公平の原則を維持するということ。特に、政府や司法の監督を受けるということが強調されています。3つ目に、中長期の投資を奨励しているということ。4つ目に、公平な競争を阻害してはならないということです。

この法が定める基本的な条件については、5つに分けることができます。1つ目は、協議譲渡、上場企業の新株割当発行、および国家の法規が規定するその他の方法により上場企業の株式を取得するということです。2つ目に、投資は期間を分けて実施することができるということです。3つ目に、取得した株式は3年間譲渡してはならないということです。4つ目に、関連の規定に合致して投資者は株式比率を保有しなければならないということです。5つ目に、上場企業の国有株の株式にかかわる場合は、国有資産管理の関連規定に合致しなければならないということです。

この法の主体資格ですが、法律に基づいて設立、経営されている外国法人、またはその他の組織でなければならないということ。これが1つ目の条件です。2つ目は、保有資産の規模について一定の条件以上であることが必要とされています。3つ目は、その会社が健全な統治機構を持っていないなければならないということです。4つ目は、違反行為についての記録がないということです。

次に、外資による中国企業吸収合併の最新の動きについてご紹介しましょう。まず、2005年の外資による中国企業吸収合併の取引総額ですが、300億米ドル、前年比100%を超える成長です。第2に、金融界のM&Aについてです。最近、典型的な事例が発生しました。スコットランド銀行が31億米ドルで中国銀行の10%の持分権を買収しました。中国銀行は、国有銀行の1つです。バンクアメリカとシンガポール・テマセックが、それぞれ25億米ドルと14億米ドルで建設銀行に出資しました。HSBC保険が、81.04億香港ドルで平安保険の9.91%の株式を買収しました。第3に、新しい動きとしては、日本の会社についてのことが挙げられます。日本の住友商事株式会社が中国の天方薬業株式会社の買収を行いました。2月6日に中国商務部がこれを正式に批准しました。こういった状況から、中国の市場は、既に開放が非常に進んでいるということが言えると思います。

次に、上海で最も投資価値のあるお勧めの業種についてご紹介したいと思います。8つの業種があります。すべて、外資の投資を奨励している業界です。第1に、インフラ関連です。2番目が物流、3番目が小売、4番目が自動車、5番目が金融、6番目が工業用地、7番目がITを中心とした科学技術、そして8番目がクリエイティブ産業です。

これから私は、投資者の保護についてご紹介したいと思います。M&Aを実施したときの投資者の保護についてです。

会社法、証券法における投資者の保護について、今回の改正でこの保護が強化されました。まず、株主の議題議案提出権ができました。具体的には、会社法の101から103条、111条です。第2に、株主の情報公開請求権が拡大されました。第3に、株主による責任追及訴訟権が規定されました。第4に、株式代表訴訟権です。第5に、会社解散請求権です。そして、証券法で保護をしているのは、次の3

つです。証券投資者保護基金の設立、顧客資金の独立保管制度の実施、そして禁止取引行為の民事賠償制度です。

M&Aにおける債権者の法的保護については、まず、平時の情報公開を推進しました。第2に、経営層の忠実義務を強化しました。第3に、新しい会社法に、株主が権利の濫用を行ったとき、債務の連帯責任を負うという条文を追加しました。これによって、法人格を否定されることとなります。第4に、合併分割時の通知義務、不履行通知義務の責任についての規定が置かれました。会社法174条、176条、205条の規定によります。私为您介绍するのはここまでです。

皆様、どうもありがとうございました。



顧功耘 華東政法学院副学長

各国報告(その2)シンガポール

ブー・ビー・チュン Baker & McKenzie, Wong & Leow 法律事務所弁護士

おはようございます、皆さん。まず、心より感謝を申し上げます。主催者の方々、ご招待ありがとうございました。このシンポジウムに参加させていただき、非常に光榮に存じております。さて、最初に、本日の私の報告の内容について簡単に説明させていただきます。

最初に、シンガポールで実施できるいくつかの企業再編手法についてお話ししたいと思います。また、企業再編をするために必要な会社の決議や承認についても申し上げます。次に、もしこの企業再編を企業側が決定した場合に、債権者、また株主に対してどのような保護規定があるかということをお話しします。そして、最後に、日本の企業または子会社がこの企業再編を利用することができるかという点についてお話しします。

さて、本日の私の報告に入る前に、シンガポールの制度について簡単に紹介したいと思います。ご存じのように、シンガポールは非常に小さな国です。燦々と太陽の輝く島国です。ほとんど天然資源は持っていません。我々が持っている資源といえば、人的資源しかございません。ですから、そこから、皆様、シンガポールの構造を推察することが可能かと思えます。私たちは、国の存続自体を外資に頼っているということでもあります。そのために、シンガポール政府は、常に経済に関しましては開放政策を取ってまいりました。他のアジア諸国と比較して、シンガポールでは外国投資の規制が非常にハードルが低いことに驚かれると思えます。実際に、外国人にとって、シンガポールで事業を行うことは大変に簡単だということです。

次に、シンガポールの法制度ですが、コモンローをベースにしております。日本とは違います。日本は大陸法を基礎にしています。私たちは、フィリピンですとかタイとも違いを持っているわけでありまして。我々は、歴史的に英国領でありました。ですから、イギリスからコモンローを受け継いだということになります。現在の法律を見ましても、イギリスの法律に非常に類似しております。オーストラリアとも似ています。ということで、イギリスおよびオーストラリアの法をよくご存知の皆様にとって、私たちは実に多数の先例をもっています。これも、そうした法の類似性によるものといえます。法的安定性という点でも、シンガポールは非常によい状況にあります。多くの問題が明確に解決されていますし、法の定義も明瞭です。判例も豊富だと先ほども申し上げました。ですから、こうした法が安定確定しているということで、シンガポールでのビジネスは外国企業の方々にとって非常にしやすいということになります。

では、企業再編の方法に入っていきたいと思えます。これまでシンガポールにおける企業再編の方法は二つしかありませんでした。一つは、株式譲渡、もう一つが資産譲渡であります。

最近、実際に、大変多くの日本の多国籍企業がシンガポールの子会社を企業再編のお手伝いをしています。それらの企業再編は普通2つの種類に分かれます。一つは、税金を理由とするものです。多くの日本の多国籍企業が税金を低減させるために海外の営業を再編しています。例えば、最近、日本の多国籍企業が子会社の株式をオランダの持株会社に移しました。我々もそのお手伝いをしたのですが、実際、この譲渡は、株式譲渡が採択されます。日本の親会社がシンガポール子会社の株式をオランダの持株会社へと譲渡するというものであります。

ごく最近経験した企業再編のもう一つの動機は、企業の整理統合という理由です。どなたかがおっしゃりましたけれども、日本の企業の多くが、コストの理由で、シンガポールでかなりの製造拠点を閉鎖しています。そして、それらの製造拠点をマレーシア、あるいは中国といったもっとコストの低い地域に移しています。日本の企業は、製造拠点をかなりシンガポールに持っていました。しかし、その多くが意味のある拠点ではないと考えたのです。そこで、整理統合が始まりました。2つの日本の会社の事業を一つに統合するというものです。これは、典型的には、資産の譲渡、あるいは営業譲渡という方法で行われます。つまり、あるシンガポール子会社が、その事業をシンガポールで設立された別の子会社に譲渡するというものであります。

株式譲渡に関しましても資産譲渡に関しましても、非常に柔軟性があります。譲

渡に関して支払う対価の種類については、何らの制限も規制もありません。ほとんどが現金のものが多いです。しかし、実際のところ、この現金の場合には、ドルで支払いをするといった必要はありません。多くの企業が用いているのは、Xドル支払いますという約束手形を発行するというものです。ある銀行口座から他の銀行口座に実際に現金が移動するというものではありません。そして、これは企業グループにとっても柔軟性があります。なぜならば、実際に現金を送金する必要はありませんし、約束手形は、結局、解散・清算される会社が親会社のために相殺しますから、その場合には通常約束手形はキャンセルされるからです。大変すっきりしています。ある会社から別の会社へ現金を移動させる必要がないのです。

ところで、株式譲渡あるいは資産譲渡をする場合に、その対価として株式を発行することも可能です。ただ、シンガポールの会社法76条におきまして、シンガポールの会社が親会社の株式を保有するについて制限があることは留意する必要があります。したがって、シンガポール会社は日本の親会社の株式を保有することができません。

皆さんにとって大変関心の深い出来事がごく最近ありました。今年の1月30日に施行されたばかりですが、シンガポール会社法が大幅に改正されたことです。その中で大きな変更点はこの合併 (merger and amalgamation) という考え方が導入されたことです。つまり、株式譲渡や資産譲渡によらないで二つの会社を統合して1つの会社にする方法です。

この新しい方法で合併を行うには、2つのやり方があります。まず1つは、二つの会社を合併して新しい会社を作る (新設合併) という方法です。X、YがZになるというものであります。もう一つは、吸収合併ということで、既存の二つの会社を合併し、そのうちの一つを存続会社とするやり方であります。また、会社法は、もう1つ、新しい合併方法を定めています。我々が略式合併と呼んでいるものです。この略式合併に関しましては、ある会社とその完全子会社との間、あるいは、完全子会社同士を合併させるという場合しか利用できません。

今述べた合併という方法は、シンガポールで設立された会社のみには当てはまるということにご留意下さい。ですから、この合併は、シンガポールの会社と日本企業間のような国境を越えた場合の合併には使うことができません。シンガポール会社間のみで用いられるものであります。したがって、日本の多国籍企業は、シンガポールにある100%子会社の2つを1社に合併させることは可能です。

企業再編の最後の方法ですが、これが会社整理 (scheme of arrangement) です。これは、裁判所の認可が必要な方法ですが、企業再編のためには、それほどシンガポールでは多くは用いられていません。というのは、この会社整理は、株主間で合意されているか、株式の75%以上を保有する株主が承認したものである必要がありますし、さらに過半数の株主の承認が必要です。つまり、少なくとも75%の株式を保有し、全体の過半数に相当する株主が整理計画を承認した場合に、その計画を裁判所に提出し、裁判所による認可を受けることができるのです。会社整理計画が裁判所によって認可されると、その計画は効力を発生し、会社株主全員を拘束することになります。ただ、この会社整理は、資産譲渡あるいは株式譲渡しか伴いません。先に述べました2社の合併に当たるものではありません。つまり、これは、自動的に2社を合併するものではないということです。ですから、この方法は、実際

には企業再編方法としてはあまり使われていないということになります。では、シンガポールでは何によく使われるかということですが、外国企業が上場会社を買収するケースです。つまり、公開買い付けをする代わりに、会社整理の方法を選ぶのです。なぜならば、会社整理であれば、株式の75%を得ればよいわけでありまして、株主数では単純過半数でよいからです。

では、次に、今まで述べました企業再編を実施する場合に必要な企業の決議について述べることにしたいと思います。まず、資産譲渡をするには、言うまでもありませんが、資産譲渡の承認のために取締役会の決議が必要であります。また、株主の承認も必要であります。これは会社法の160条に基づく要件であります。もっとも、これは、通常の決議で結構です。要するに、単純過半数の株主の承認でよしとされますし、株主総会の招集通知も14日前でよいとされます。

株式譲渡の場合には、株主総会の決議は必要ありません。譲渡会社と譲受会社の取締役会の決議が必要だけです。株式が譲渡されるターゲット会社はもちろん、ターゲット会社の取締役も株式譲渡の承認のために取締役会の決議を得る必要があります。

合併になりますと、もう少し複雑になってきます。今お話ししようと思いますのは、通常の合併で先ほどの略式合併ではありません。若干、要件が違ってきます。通常の合併ですと、お互いに、例えば資本関係がない会社も含まれるわけでありまして。そうしますと、取締役会の決議が必要になります。取締役会の決議に関しては、取締役は支払能力の確認書(solvency statement)を提出する必要があります。支払能力の確認書とは何でしょうか。すなわち、取締役が、それぞれの合併当事会社、つまりX社、Y社について、各会社の資産が合併会社の責任額よりも多いという意見を提出する必要があるということです。また、取締役は、その支払能力確認書の日付において、各当事会社が債権者に全額の支払が可能であることを確認しなければなりません。さらに、合併会社、つまり存続会社のほうですが、取締役は、向こう12カ月の間にその債務を完済することができる旨を述べるか、あるいは確認書を提出する必要があります。したがって、支払能力確認書には二種類あります。一つは、当事会社であるX社とY社、それぞれの支払能力についてのものです。そして、もう一つは、存続会社、Z社でもY社でもいいんですが、とにかく残るほうの支払能力に関するものです。この支払能力は違っているので注意がいらいます。合併当事会社については、確認書記載日における支払能力の確認をすれば足りるのですが、存続会社については、確認した日から向こう12カ月間に債務をすべて支払う能力があるということを確認しなければなりません。したがって、実際のところ、この確認は取締役にとってたいへん負担の重い仕事ということになります。もちろん、ここで、取締役が不正確な確認をしますと、存続会社が支払うことのできなかった会社債務について取締役自身が個人責任を問われることもあるのです。

それから、合併案の承認には株主総会の決議が必要であります。この場合には、特別決議、すなわち少なくとも75%の株主が決議に賛成する必要があります。特別決議の議決のためには、すべての株主に対して総会の21日前までに招集通知を出さなければなりません。

先ほど申し上げました略式合併のほうですが、手続はもう少しシンプルになります。この場合も、取締役会の決議はやはり必要です。また、支払能力確認書も提出

しなければいけません。ただ、これは合併をする会社のものだけで結構です。つまり、存続会社が向こう12カ月間に債務を支払う能力があるという証明があればよいのです。合併当事会社について、その支払能力の確認は必要ありません。この略式合併の場合も、株主総会の決議が必要ですが、正式な合併案を用意する必要はありません。合併案自体に対する株主の承認は要らないのです。ただ、合併の承認については、特別決議が必要です。

ところで、シンガポールの上場会社と取引する場合には、シンガポールの上場マニュアル（Singapore Listing Manual）が定める追加的要件があることを知っておく必要があります。この上場マニュアルは、シンガポールで上場されているすべての会社に適用されます。それによると、シンガポールの上場会社が株式の売買を行う場合には、株主の承認が必要となることがあります。一定の基準に達すると、株主の承認が要求されることになるわけです。ただ、上場マニュアルによって株主の承認が必要となるといっても、通常は普通決議で足りる。すなわち、基本的に、取引についての同意あるいは承認を得るためには、上場会社の株主の単純過半数を得ることが必要となるわけです。

それでは次に、債権者保護について簡単に触れさせていただきます。

まず、シンガポールの破産法の規定が清算対象の会社にも適用されます。つまり、清算対象会社の場合、会社清算人は取戻権（claw back）をもっています。要するに、資産を処分したときに、会社が価値を下回る取引をしたり、不公正な取引を行った場合には、会社の資産を取り戻すことができるというものです。

ところで、過小評価取引とはどのような場合でしょうか。それは、実際の資産価値よりも低い価格で行われた取引、あるいは贈与として行われた取引といった場合であります。もし、会社がこの過小評価取引を行った場合で、それが清算時から過去5年以内であり、その取引によって会社が支払不能となったとき、あるいは会社が贈与をした時点には、すでに会社が支払不能であったときは、原則として、清算人は、資産の譲受人からその資産を取り戻す権利があります。また、会社がある債権者を別の債権者よりも優遇したような場合も、不公正な取引を会社が行ったとされることがあります。そのような取引が、原則として、破産の日から過去2年以内に行われた場合で、その取引の結果として会社が支払不能に陥ったとき、あるいは当該取引の時点ですでに会社が支払不能状態にあったときも、清算人は、会社が不公正に優遇した債権者から会社の資産を取り戻すことができます。

また、財政支援禁止ルールといったものがあります。これは、あまり大陸法系の国々では見られないと思うんですけども、わが国の会社法の中に定められているものでありまして、会社は、自社株式または自社の持株会社の株式を買収するために財政的な支援を行うことは許されないというルールです。つまり、会社が自社株式を購入するために他の者に金銭を提供することを防止しようとするものです。財政支援は、実際にお金を提供するという方法に限りません。その他の方法によることも考えられます。例えば、融資や保証を与えるとか、その他自社株式もしくは持株会社の株式を購入しようとする者の責任を保証するなどの方法も該当します。これは、会社法の中でも非常に古いルールなのですが、随分以前から、債権者保護のためにはあまり役に立たないルールではないかとか、大麥面倒なルールであるという議論がありました。というのも、現状を見ると、会社が自社株式を買うために誰

かを財政支援するといってもいろいろな場合があるわけで、このルールによるとそれがすべて禁止されることになるわけです。したがって、長年の間、シンガポール政府は、いくつかの例外を設けて、このルールを緩めようとしてきました。ここでご紹介するのは、いわゆる漆喰塗り手続 (whitewater procedure) と我々が呼んでいるものです。これは、財政支援禁止ルールの古典的な例外の一つです。つまり、もし何らかの財政支援を行いたいというようなことであるならば、一定の手続を踏まなければいけないということです。まず、支払能力の確認書を取締役から取らなければなりません。また、取締役が当該取引が会社にとって最善の利益になる旨の意見を述べる必要があります。そして、財政支援および当該取引について特別決議による株主総会での承認が必要です。その上で、一般新聞で公表することによって財政支援を公告しなければなりません。他方、会社法に規定された手続によれば、債権者は裁判所に財政支援について異議申立てを行うことができます。したがって、今述べた要件をすべて満たしたとしても、債権者からストップがかかる例もあるわけです。

この財政支援の禁止については、もっと遵守が容易な新しい例外が設けられました。ごく最近、1月31日に制定されたばかりです。この例外によれば、会社の取締役全員が支払能力の確認を行えば、財政支援を行うことができます。もっとも、この支払能力の確認は、先程述べた手続のものよりも厳格さが要求されます。丁度先程述べた合併の支払能力の確認とほぼ同じといえます。したがって、取締役が満たすべき基準は大変高いということです。さらに、株主の全員一致の承認が必要です。以上の二つの要件を満たせば、実際に裁判所に行かなくても、財政支援は可能です。新聞公告を出す必要もありません。したがって、先ほどの方法と比べるとかなりシンプルになりました。しかし、もちろん、支払能力の確認によって取締役により重い義務と責任を課すことで、手続の単純化とのバランスをとったということでもあります。

なお、債権者、とくに合併される会社の債権者の保護があります。最初の方で簡単に触れたと思いますが、取締役は支払能力の確認と最善の利益に関する意見を述べなければなりません。それから、この合併する会社でありますけれども、合併を行うことを公告するために新聞公告を出すことが必要です。また、会社に担保権を持つ担保債権者には個別の通知が必要です。さらに、会社法は、不公正な不利益を与えたとして、債権者が裁判所に合併に対する異議申立てを行う手続を定めています。

次に、反対少数株主の保護についてお話しします。私会社の株式譲渡をしたいという場合で、少数株主がいるとき、よく見られるのは、その定款に先買権 (pre-emption right) といったものが書かれています。つまり、株主が自分の株式を他人に譲渡する前に、会社の残りの株主にまず売却の申入れをしなければならないというものです。ですから、もしも株式譲渡をしたいということで、しかも会社に少数株主がいる場合には、どうか会社の定款をチェックしてみてください。先買権の条項があれば、他の者に株式を譲渡する前に、少数株主にまず譲渡の申入れをしなければならないことになるからです。

それからまた、会社法の第215条は、10%未満の株式を保有する少数株主は、多数株主が過去4か月以内に少なくとも全株式の90%を買い占めた場合には、自

己の株式を多数株主が買い取るよう請求する権利を定めています。これは、私会社にとっても公開会社にとっても大変役に立つ手続です。とくに公開会社の場合ですが、誰かが公開会社を買収したいという場合に、任意的な公開買い付けですと、例えば100%のうち何とか株式の95%だけは買えるということがあります。つまり、少数株主がすでに死亡していたり、新聞を読んでいなかったので公開買い付けを知らなかったといったことで、すべての承諾を得られず、残りの5%は買い付けられなかったということがあるのですが、そのような場合に、この手続は役に立ちます。したがって、この手続は、買収者と少数株主の双方に会社に残っているものは何であれ買い取るように相互に要求できるとしています。

資産譲渡については、先程触れたかと思いますが、株主総会の承認が必要です。これは株主の保護につながるわけでありますけれども、この承認の基準は高くありません。株主総会の決議に必要なのは単純多数のみです。したがって、少数株主がいる場合でも、この資産譲渡に関する決議を阻止することはできないでしょう。それから、合併に関しましては、先程述べましたように、特別決議が必要です。つまり、75%以上の株式が必要になるわけであります。それから、少数株主の保護でありますけれども、もし25%未満しか所有していないということであるならば、特別決議を阻止することはできないわけなんですけれども、ただこのような場合は、裁判所に行きまして合併に関する異議の申立てを行うということができるところです。もちろん、この場合は、不公正な不利益を被ったということを申し立てる必要があります。

このような保護に加えまして、シンガポール会社法第216条はすべての場合に少数株式を保護することを一般的に意図した規定を定めています。それは非常に適用範囲の広い規定になっているんですけれども、どのような少数株主であっても、多数株主に満足していない場合、他によるべき方法がないときは、216条の申請を試みるでしょう。それによると、普通、少数株主は裁判所に行くこととなりますが、裁判所に対して救済を求めるためには、例えば、不公正な不利益を被ったとか、多数株主に比べて差別があったとか、あるいは抑圧的な方法で会社業務が行われているというようなことを証明しなければなりません。しかし、判例法に基づいて証明しなければならぬ要素をみますと、少数株主にとってはこのような216条を実際にうまく使いこなすということは非常に難しいことが分かります。ですから、非常に有用な救済ではあるんですけれども、結局のところ、実際に少数株主がこれを使いこなすのはかなり大変だろうということになります。

さて、最後に、非常に簡単ではありますが、これまで述べてきました企業再編の方法が日本企業のシンガポールにおける子会社に適用できるかということについてお話ししたいと思います。

一般に、日本企業の子会社であれ、シンガポール会社であれ、アメリカ企業の子会社であれ、何ら違いはありません。したがって、シンガポールで設立されたすべての会社は、株主が誰であろうと、会社法の下ではまったく同じ取り扱いを受けるということになります。ですから、先程述べましたどのような企業再編の方法であっても、それらはすべて日本企業の子会社に当てはまるということになります。

それから、外国企業が100%子会社をシンガポールで設立するという場合も、障害になるものは基本的には存在しないということでありまして、シンガポールは

非常にオープンな政策をとっているということは最初に述べたかと思います。実際に、特定の産業について外国投資の制限があるかどうかを見てみようと言おうと法令をチェックしてみたのですが、すべての外国投資規制はすでに撤廃されていました。銀行に関する投資についても同様であります。銀行というのは、どこの国でも非常にデリケートな産業でありますけれども、理論的には、現在では100%、シンガポールの銀行を外国人が買い取ることもできるわけです。しかし、もちろん実際にそうしたことが起こっているわけではありません。しかし、それは買収が許されていないからではなくて、外国銀行がシンガポールで営業を行うことは歓迎されていますので、実際には現地の銀行を買収する理由がないということでもあります。とは言いません、注意していただきたいことがあります。シンガポールには、会社の株式を移転するために監督官庁の承認が必要なデリケートな産業があるということです。こうした規制は、外国投資を制限しようというものではありません。監督官庁が、買収者、すなわち会社の株式を買い取った者がその産業を行うのにふさわしいか否かを確認するための制御手続ということでもあります。例えば、シンガポールで証券会社を子会社として持っていたとして、その株式をある会社から別の会社に譲渡しようとする場合には、監督官庁から承認を得る必要があります。その承認手続で監督官庁が何を調べるかというと、株式の譲り受けを受けた会社がシンガポール会社の業務を十分に監督できる能力を持つことの確認です。したがって、会社の実績を証明するということがおそらく求められるでしょう。業界の中でのランキングであるとか、あるいは評判といったようなものです。つまり、外国企業がシンガポール会社に投資することを規制しようということではなくて、金融市場としてのシンガポールの品位を守るという意味合いがあるわけであります。

これで私の報告は終わりです。ありがとうございました。



ブー・ピー・チュン弁護士

各国報告(その3)タイ

ダグラス・マンシル DEACONS 法律事務所弁護士

今回ご招待いただきまして、非常に光栄に思っております。

本日のテーマについてお話をいたします前に、ごく簡単に概要ということで、今日の内容について、お話をしたいと思います。

まず、私は、特に外国投資に対する規制というのが専門分野なんですけど、こちらのお話をいたします。なお、背景情報として、タイの経済では、日本への輸出が7割を超えております。

次に、タイにおける法人の形態について要約を申し上げます。この関連では、合併の方法等についても申し上げます。正直申し上げますと、テクニカルな、細かいお話というのは、今回割愛させていただくのがいいと思います。

その次に、外資の規制についてです。ここでは、合併ですとか企業結合のお話をする前に、タイにおける外国人投資に対する規制についてお話をする必要がありますし、この規制緩和の動向についてもお話をすべきかと思っております。

その次に、将来の展望ということで、特に日本-タイの会社間における将来の展望についてお話をします。

それでは、タイにとっての日本の重要性についてですが、タイ経済成長におきましては、輸出が7割を占めています。これは、アジア開発銀行が93年から2003年にわたって調査をいたしました、ジョセフ・フリーベという経済学者による調査でございますけれども、タイのGDP成長、93年から03年の10年間ですけれども、経済成長の70%が、輸出の増加によるものだったという結果が出ております。この調査以降、経済成長率ですけれども、輸出に依存する率というのが非常に大きくなっていることが示唆されています。タイというのは、国際社会にきちりと入った形での成長をしてまいりました。ですから、タイにとっては今後とも世界経済との融合を図るべき、輸出に力を入れる必要があります。

また、タイでの投資ですけれども、これは、日本が平均で見ましても最大の投資国でございます。投資委員会の調査によりますと、2005年の最初の11カ月間、35%が日本からの投資でありまして、これは他国をはるかにしのぐ、他国からの投資と比べますと、倍以上の投資が日本から来ております。

また、この投資委員会について少しお話をしますと、投資委員会の調査の数字についてですが、すべてのタイにおける投資が投資委員会の承認を必要とするわけではございませんけれども、そういうことを考えますと、実質上のタイにおける日本の投資は、この35%をはるかに超えているかもしれません。02年、03年のパーセントですが、35から40%を占めております。つまり、タイにおける外国投資は、どの期間を見ても、3分の1ぐらいは日本からの投資だということです。

日本の皆さんにとって関心のあることですが、将来のタイの経済発展に関しても、タイとしては積極的なインフラストラクチャーの開発計画を開始しております。タイに行かれたことのある方は、皆さんおわかりだと思うんですけど、タイの政府というのは、こうしたインフラ整備に大変積極的でございます。いろいろなプロジェクトがありますが、例えば鉄道の整備、下水道の整備等、野心

的な計画がございます。そして、これらの計画の中には、5年間に400億ドルの投資を必要としておりまして、基本的には外国からいろいろな商品が入ってまいります。これは、例えば高速鉄道などは、タイ国内で製造できませんので、ドイツですとか、日本ですとか、タイ国外から入れてくる必要があるということです。

次に、タイにおける法人形態です。主な形態は何かということですが、私は基本的に2つのカテゴリーに分けることができると思います。1つは会社です。会社は、さらに、非公開会社と公開会社に分けられます。それからパートナーシップです。パートナーシップは、通常パートナーシップ、それから登録有限パートナーシップというものがございます。外国投資家が、パートナーシップという形をとることはあまりありません。どちらかという、やはり非公開の有限会社にするのが主だと思えます。

外国の会社が非公開会社を持つ場合に、どういう典型的な合併方法があるのかということをお話したいと思えます。

ほかのスピーカーの先生もおっしゃいましたけれども、例えば資産の移転という形が考えられますが、タイでは、合併方法は典型的な1つしかありません。合併をする場合には、A社とB社というのがあって、合併をしたいと、それによってCという新しい会社をつくりたいという場合には、A社とB社は消滅いたします。これをやるためには、特別決議が必要になりまして、75%の株主の同意が必要です。裁判所からの命令とか、許可は必要ありません。ほとんどの場合には、債権者に対して通知をするということが必要になります。実際の合併に先立つ半年前に通知が必要になります。これが、資産譲渡以外で、タイで行われる合併方法です。

非公開会社というのは、7名の出資者が必要であり、その資本の25%が前払いでなければなりません。非公開会社の優位さの第一は、その正当性です。タイにはもちろん支店がありますけれども、歳入局にせよ通常のビジネスマンにせよ、支店という形と通常交渉していないということがあります。第二に、非公開会社というのは、親会社とその債務という意味では別個になっております。ですから、例えば訴訟が提起された場合には、非公開会社のみが責任を問われます。これは親会社と切り離されているということです。そこが、タイで非公開有限会社という形態をとるメリットだと思えます。

例えば、子会社を非公開会社にする場合ですけれども、課税義務というの、その会社に限定されたものになります。例えば支店（ランチオフィス）というのをタイにつくりますと、歳入局に対する税義務というのは、本国の会社にまで及ぶ可能性があります。ですから、これは国際合併とのからみで重要ですが、つまり、日本の会社がタイの会社と合併するときの大きな障害となります。何故ならこの結果日本の会社がタイで税義務にさらされるわけで、これは誰もが避けたいことでしょう。

次に法規制ですけれども、外国投資、あるいは外国企業が株式に投資する場合の規制について、お話をします。タイへの外国からの投資規制の主なものは、外国人事業法であります。これは非常に包括的なものでありまして、タイに行った場合、まず弁護士と話をする必要があります。もっとも大きな障害、日本からの投資者にとっての最も高いハードルは、外国人事業法ということになります。商法や公用会社法というものは別に1999年に立法化されたものが、この外国人事業法であ

ります。

あと、そのほかにも実は多くの投資、あるいは資産保有に関して外国人に対する制限が存在しています。まず、土地所有が許されていませんし、銀行、金融、保険、これも外国人の所有は25%までと制限が課されています。また、あいまいなグレーゾーンもあります。このあたり外資の所有に関して話をしますと、1日かかって、もっと時間が必要ですが、例えばリクルートメントの会社、人材のリクルート会社も、過半数の持分を外資が持つことはできません。ですから、実はこのあたりでも、外資がタイで合併して新設会社をつくろうとしても、結果的にこの外国人事業法で規制がかかってきてしまいます。その歴史的背景をまずご紹介します。

まず軍事政権、1970年代前半タイにおいて、実はこの外国人事業の制限をする法律が政令として出されました。そして、その正当性について疑義もありましたので、タイの議会で、1999年に外国人事業法として発効されるに至りました。これは、実は中身はほとんど前の軍事政権下の定めた外国人に対する規制と同じものであります。そして、その中で見ますと、制限はある分野に限られて課されています。サービス業が、最も多く外資の規制があります。過半数の持分を外資が保有することは、サービス業においては許されていません。製造はほとんどオープンであります。製造においては外資のハードルはありません。

特に、日本の企業で、タイでの企業を4つ、5つ持っている場合ですが、実は、日本の大企業は、普通4つ、5つの子会社をタイに持っています。それぞれの子会社別にIT事業部ですとか、人事部ですとか、会計財務部とかを個別に持っています。そして、これを経済的原則で見れば、日本の企業としては当然それを1つにまとめた方がいいわけです。タイのある子会社の1つに、ITも人事部も、あるいは会計もすべてまとめた方がいいわけですが、外資がサービス業を提供することが許されていません。ですから、もし、整理統合ということで、サービス活動を1つのタイの子会社にまとめるということをしようとしても、外資が50%以上保有している場合には許されていません。ですから、タイに複数の子会社を持つ日系企業の場合には、すべてのその子会社において、それぞれこの間接部門を置かなければいけないということになってしまいます。罰金も大きいですし、また罰則も3年間の禁固刑ということで厳しいです。そして、3年前ぐらいから、かなり実際に訴えられるということがでてきました。これまでは、ほとんど実際にはないと言われていましたが、今ペンディングになっているケースで、ある会計事務所が、この外国人事業法に抵触したということで争われている審議中のものがあります。

ただ、投資委員会BOI、それから工業団地局のほうで定めた分には、例外として許可される分があります。

まず、投資委員会のBOIですが、これはタイ政府の政府代表と考えて適切であります。そこで、毎年方針、政策が変わってまいります。タイの経済発展に照らし合わせて、どの分野に投資奨励を置くかということで変化いたします。そして、今後タイの経済にとって、数年先に何が最も重要性を持つかということで、奨励適確産業が定められてまいります。免税、あるいは減税措置、あるいは、これが100%子会社をこの分野で許可するといった活動につながっていきます。そして、タイ政府といたしましては、まず、市場がどちらに動くかを推測するわけでありまして、こちらにいらっしゃる方で、ビジネスを専門とされる方はよくご存じだと思います。

が、そのようなやり方では市場に対して政府が遅れることになります。それが現実であります。市場が先に動くわけです。ですから、市場の動きを読もうとする政府の動きでは、いつもそこにタイムラグ、遅れがあるということを言わざるを得ません。

そして、こうした制限が今、撤廃の動きにあります。今日は、まだ詳細に触れることができませんが、私たちの考えでは、こうした制限の撤廃に最善の策というのは、自由貿易協定 F T A だと思えます。

F T A の話は、物にかかる関税の撤廃だとおおむね多くの方が捉えていらっしゃると思います。例えば、10%ぐらい、あるいはヘビーデューティーに係る、あるいはコンピュータであれば13%だとか、そういった関税の撤廃といったことを皆さん考えると思いますが、実は投資の自由化というものがとても重要であります。F T A によって投資が自由化されてまいります。W T O の規則、あるいはガットでもいいですが、基本的に W T O の規則に参照しますと、そこで最恵国待遇が決まっております。すなわち、ある国はそのほかの国にだけ特別の優遇をすることはできない。そのほかの国にも与えなければいけないということでもあります。そこで24条の例外条項があります。これがリージョナルトレード・アグリーメントの地域貿易協定です。これが F T A であります。F T A というのは、このような地域の自由貿易協定と考えることができます。

皆さんよくご存じの例が E U であります。E U は、実はこれは自由貿易協定であります。昔は通貨同盟でした。ですから、E U の加盟国内ではお互いにさまざまな免責が許されるということでもあります。ドイツからの投資、例えば日本から、あるいはアメリカからの投資に関して課すものとは別の優遇を、E U メンバー間であればドイツにはしてもよいということでもあります。

ということで、タイ-オーストラリアで自由貿易協定が既に締結されています。ここで2つ例を申し上げます。これは F T A で既に締結された例です、タイ-オーストラリアですが。ここで、外国人事業法が確かにありますが、オーストラリアは、実際 F T A があるだけで、100%のオーストラリア子会社が、タイでオーストラリア製品を売ることができるようになりました。外国人事業法では、オーストラリアの100%の子会社は、タイで製品を売ることができなかったわけですが、この F T A でできるようになりました。また、外国人事業法では、建設事業に関しては、出資比率100%は外国人事業法では許可されていませんが、F T A により、建設会社もオーストラリアが100%子会社で持てるようになりました。

あと、米国とタイの F T A であります。これはずっと交渉中であります。これが実際にいつ締結されるか、これは水晶玉の占いと一緒であります。結局まだわかりません。ただ、かなりすべてのセクターを含まうということで、包括的な F T A を交渉しているようでもあります。そこで、そこには銀行業への投資も許すということ、交渉の対象として話しているようでもあります。ただ、銀行に関しましては、タイは非常に外資に関しましては神経質になっています。多くの国が、金融あるいは銀行に関しましては市場を開放することを拒むところがあります。しかしながら、アメリカからすれば、銀行分野こそ開放するべきだと言っております。

そしてまた、外国の資本の自由化に関しましては、I M F のリサーチの結果が出ておりますけれども、この金融を外国資本に対して開放しますと、そこで結局透明

性が大きく上がるという研究報告が上がっています。これは実際に経済の研究報告がありまして、金融を外資に開放いたしますと、それによって、汚職ですとかそういったことが非常に減少すると言われていています。これは外国銀行のみならず、実際にそこに住んでいる国の人々も外資に対する制限を撤廃することで、享受できるという報告があります。

そこで、日本とタイのFTAについても言及させていただきたいと思います。マスコミ、あるいはプレスのリリースを見ますと、ほとんど対日貿易赤字ということが新聞等に乗っています。それは、私はそれほど重要視しておりません。日本とタイのFTAが締結されれば、実はここで大きなメリットが双方にもたらされると信じています。これは投資の自由化が最も重要なプラスのファクターであります。ここで、実際FTA、日本とタイの間でターゲットデイトは、実は2006年4月3日となっています。現在の予測が4月3日です。そしてFTAの実施は、今年の9月から10月と計画されています。もちろん政治の世界ですから、それが本当に政治的な変動で影響を受けないのかどうかわかりません。

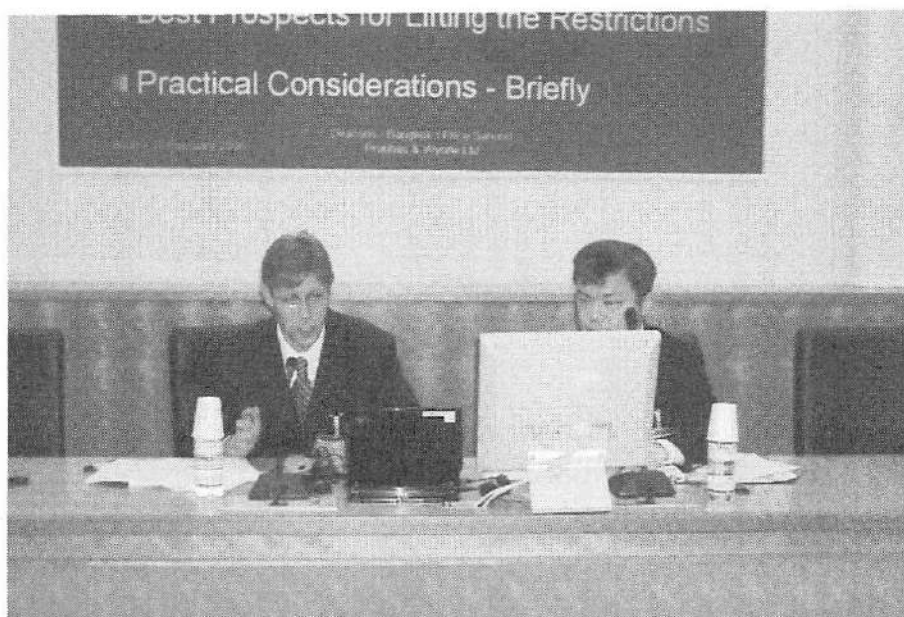
先ほども少し申し上げましたけれども、もしFTAが結ばれますと、4つ5つの子会社が別個にタイにある場合、IT部門、あるいは人事部門、こういったことをある1つの子会社の中に、サービス部門を統合することができます。また、もう一つ、日本・タイのFTAが締結されますと、日本が100%の子会社を持つことができます。そこで、コンサルティングビジネスをすることができる。ここでは、ロジスティックスですとか、マーケティングですとか、人事管理とか、そういったことも100%子会社で可能になるということになります。ですから、このFTAが締結されれば、実際の実務上の日本企業への頭痛の種であった問題が、すべて消失できるものと私は考えています。

日本とタイのFTAのさらに重要性が高いことは、もしタイがそのほかの国とFTAの交渉をしますと、それによって、その国からの投資をタイが許容することになります。そうした場合には、同じ待遇を日本とタイのFTAにも提供することを考慮すべしとしています。例えば、アメリカがタイとFTAを結び、そしてすべてのセクターでの外国投資を許容したということになりますと、これはシンガポールと類似の状況になるわけですが、そうしますと、日本ももしFTAがあれば、日系企業にもすべてのセクターでの外国投資をオープンにするべきと、主張することができます。オーストラリアとタイのFTAでももしほかのFTAが、すべてのセクターに外資を開放した場合には、オーストラリアの企業にも開放するべきだとうたっております。

では、この辺で私の発表を終えたいと思いますが、ともかく投資の自由化は前進しております。先ほどの合併であります。新設合併の場合、こうした合併の動きはどのようなものか、これは実は法理論でもって重要性があるというのではなく、経済効率の追求ということがそれを動かす元となっています。日本の企業ももっと効率よく運営がしたい、そして日本からタイへの投資の方々も、実務上でサービスセクターを1つの子会社に集中して持たせたいと考えていらっしゃるわけです。ですから、ここでも日本とタイのFTAが日本の投資企業に多くのメリットをもたらすことになると思います。

また、タイにとって重要なことですが、タイはこの動きを止めてはいけないと思

います。タイは国際経済と切っても切れないところに組み込まれています。少なくともタイは、外国投資に対して開放している国だと見られる必要があります。実際、外国からの投資があつて、特に日本からの投資を招くことができ初めてタイの経済成長が可能となります。タイから見ますと、数年前、タイ経済を国内消費の拡大を通じて経済を成長させるという話がありました。このようなことは生じませんでした。GDPで見ましても、日本では5%以上の成長が見込まれ、その大きな部分が消費者支出の拡大に結びつく。タイで同じことが起きるには向こう10年ぐらひまだかかります。ですから、グローバルな成長とともに、タイはそれに依存して、自国の経済発展を目指すしか道がありません。そのためには、FTA、自由貿易協定が重要であります。



左よりダグラス・マンシル弁護士、片木教授

会社法制各国比較表

	中 国	シンガポール	タ イ	フィリピン
企業形態	有限会社(有限責任公司) 株式会社(股份有限公司) 【中華人民共和国会社法】 外資系企業として、合弁会社、合資会社、外商独資会社、外商投資株式会社など【外商投資企業諸法】 国有・公営企業として、全人民所有制企業、集団所有制企業など	株式会社(公開・非公開) (Company with limited liability: public and private)【Companies Act】 有限責任パートナーシップ (Limited Liability Partnership) 【Limited Liability Partnership Act 2005】 パートナーシップ(Partnership) 【Partnership Act】	公開株式会社(Public Limited Company) 【Limited Public Company Act】 パートナーシップ 有限責任パートナーシップ 非公開株式会社(Private Limited Company) 【Civil and Commercial Code】	株式会社(公開・非公開) (Stock Corporation: private, public) 【Corporation Code】
企業再編の手法	合併(吸収合併・新設合併) 董事会の全員一致(外商投資企業)または特別決議(国内会社): 債権者保護手続: 反対株主の持分買取請求権(国内有限会社のみ) 会社分割(新設分割) 特別決議 事業譲渡 特別決議 株式譲渡 公開買付 強制的公開買付(30%以上)	合併: 現在対応規定なし。ただし2005年会社組織変更法では合併手続を規定。 特別決議 事業譲渡 株主総会決議 株式譲渡 公開買付 強制的公開買付(30%以上) 90%以上保有の場合少数株主持株の義務的取得 【Code on Takeovers and Mergers】	合併(新設合併のみ) 特別決議: 債権者保護手続: 公開会社で反対株主の株式買取請求権 事業譲渡 特別決議 株式譲渡 公開買付 強制的全株式に対する公開買付(25%以上)	合併:(吸収合併・新設合併) 特別決議: 反対株主の株式買取請求権 事業譲渡 特別決議 株式譲渡 買収会社の株式を対価とする譲渡も広く行われている。 公開買付 強制的公開買付(35%以上)
国際的企業再編	現地会社と日本の会社の直接合併 実務的には否定的・学説は肯定的 国際的三角合併 海外投資規制のため困難と考えられる	現地会社と日本の会社の直接合併 改正法でも不可と予想される。 国際的三角合併 子会社の親会社株式取得の禁止故に不可	現地会社と日本の会社の直接合併 不可 国際的三角合併 実例なし。理論的には可能と考えられる	現地会社と日本の会社の直接合併 対応規定なく不可と考えられる 国際的三角合併 実例なし。理論的には可能と考えられる
関連企業設立後の事業運営	外商投資性会社(外資系持株会社) 2005年改正会社法は、支配株主の権限濫用について損害賠償責任	支配株主(親会社)の不正な行為について会社(子会社)またはその株主(派生訴訟)による損害賠償請求	明確な規定なし	特別の規定なし
外国企業の撤退	現地会社の解散、合併先への持分の譲渡について、原審査認可機関の認可必要	特別の制約なし	特別の制約なし	証券取引委員会(SEC)の許可
会社従属法	設立準拠法	設立準拠法	本拠地法	設立準拠法

発行日：平成18年8月15日
発行者：財団法人国際民商事法センター
事務局長 小林 清則

〒107-0052
東京都港区赤坂1丁目6番9号 第九興和ビル別館
TEL03-3505-0525 FAX03-3505-0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：有限会社 一星社
代表取締役 杉本 恵美

〒104-0033
東京都中央区新川1丁目16番6号
TEL03-3552-3566 (代表)